

別冊資料

本資料は水産庁HPからもダウンロードできます。

URL : <http://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/suisankaikaku.html>

(トップページからアクセスする場合↓)

[水産庁 HP トップページ] → [政策について] タブ → [基本政策] → [水産政策の改革]
の順にクリック

漁業法等の一部を改正する等の法律 Q & A

1. 総論

質問	回答
<p>(1) 今回漁業法等の法律を改正した理由は何ですか。</p>	<p>1 かつて世界一を誇った我が国の漁業生産量は、今やピーク時の半分以下に減少しており、また、漁業者の減少・高齢化も急速に進んでいます。 水産庁の試算では、このままでは約30年後（2053年以降）の漁業従事者が7万人程度と現在の半分まで減少すると予測されています。</p> <p>2 このような中で我が国水産産業を若者にとって魅力ある産業にし、国民に水産物を安定供給するという使命を果たしていくためには、水産改革は待ったなしの状況にあると考えています。</p> <p>3 漁業法等の改正案の取りまとめに当たっては、水産庁が漁業者団体と連携して地方説明会など様々な機会を通じて漁協や漁業関係者等と意見交換を行ってきたと承知しています。 全漁連も漁業者団体として危機感を共有し、前向きな取り組みをされています。</p> <p>4 こうしたことを踏まえ、水産政策の改革の内容をなるべく早く具体化し、必要な取り組みに着手すべく、今般、漁業法等を改正することとなりました。</p> <p>5 なお、改正法の施行は2年以内であり、現行の許可・免許は存続期間中も維持されます。それまでの間に漁業者の意見を聴いてしっかりとした制度をつくりあげていきます。</p>

1

<p>(2) そもそも優先順位を廃止する必要があるのですか。</p>	<p>1 優先順位の規定は廃止しますが、これまで漁業権に基づき漁業を行っていた人・漁協の免許を取り上げることはありません。</p> <p>2 現行の優先順位は法律で詳細かつ全国一律の要件で免許の順位を定めているため、 ① 漁業権の存続期間満了時により順位の高い者が申請してきた場合に、現在の漁業権者が免許を受けられないおそれがある ② 担い手減少や高齢化等で活用されない漁場が広がってきたときに、経験の少ない若者や地区外の者も含めた多様な担い手を確保する必要がある場合にも、地域の実態に即した免許ができない可能性がある といった課題があります。</p> <p>3 また、優先順位が形式的な要件となっているため、仮に漁場の利用度が低下している場合にも、それをいかに活用するかといった実質的な取り組み内容が免許の際に考慮されにくいいため、漁場の活用を図るインセンティブが働かないといったことも課題となっています。</p> <p>4 今回の改正はこうした優先順位制度の抱える課題を踏まえ、漁場利用の実質的な内容に着目して免許する仕組みに改めたものです。</p>
--	---

2

<p>(3) 現行漁業法の目的から「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構」と「民主化」を削除した理由は何ですか。</p>	<p>1 現行漁業法の制定当時、自ら漁業を営まない羽織漁師といわれた者による漁場利用の固定化といった漁業慣行の解消が大きな課題となっていたことから、漁業者を主体とする漁業調整委員会を創設し、目的規定にも「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し」、「漁業の民主化を図る」ことが定められたところです。</p> <p>2 一方、漁業法の制定から約70年の間の運用によって、当時の課題となっていた慣行は解消され、当初の目的である民主的な漁場の利用形態の構築は既の実現されています。</p> <p>3 このため、現時点でなお漁業の民主化を法の目的とする必要はなく、漁業調整委員会制度が漁業法における基本的な仕組みとして既に定着していることも考慮し、目的規定の改正を行ったところです。なお、漁業者を主体とする海区漁業調整委員会の組織・機能は維持していますので、引き続き重要な役割を果たしていただけて考えています。</p>
---	--

2. 養殖・沿岸漁業（漁業権）

質問	回答
<p>(1) 優先順位が廃止されると漁協が管理する漁場が企業に渡るのではないですか。</p>	<p>1 今回の改正では、漁業権制度の基本的枠組みは維持されています。その上で、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 地元漁民が地先の水面を共同で利用する共同漁業権（刺し網、アワビの採取等）は、現行と同様に漁協のみに付与する（企業には免許されない） ② 養殖に係る漁業権は、既存の漁業権者（漁協等）が水域を適切かつ有効に活用している場合には、その者に優先して免許することを法律に規定しています。 <p>2 優先順位の規定は廃止しますが、これまで漁業権に基づき漁業を行っていた人の免許を取り上げることはありません。</p> <p>3 このように、現に頑張っている漁業者の皆さんが安心して漁場を利用できる仕組みとすることを法律で定めており、一方的に漁業権が取り上げられ、企業に渡されるようなことは考えられない仕組みになっています。</p>

<p>(2) 「適切かつ有効」の基準はどうなりますか。</p>	<p>1 「適切かつ有効」に活用している場合とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産を行い、将来にわたって過剰な漁獲を避けつつ、持続的に生産力を高めるように漁場を活用している状況をいいます。</p> <p>2 具体的には、</p> <p>① 漁場利用や資源管理に係るルールを遵守した操業がされている場合は「適切かつ有効」に該当することとなります。このため、漁協が管理する漁場において、漁協が漁業権行使規則に基づいて組合員が適切な資源管理を行いながら持続的に漁業生産力を高めるように漁業を行っている場合など漁協本来の取組が適切に行われている場合は、「水域を適切かつ有効に利用している場合」に該当します。</p> <p>② 一方で、改正漁業法（第91条第1項）では、漁業権者が「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」または「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」は知事による指導・勧告の対象となります。これらの状態にない場合や、仮に指導・勧告を受けても是正された場合には「適切かつ有効」に該当することとなります。（なお、知事が指導・勧告をする場合は、その都度、海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっています。）</p> <p>3 また、仮に漁場の一部が利用されていない場合でも、</p> <p>① 漁場の潮通しを良くする目的や輪番で漁場を使用するため利用していない</p> <p>② 資源管理のために漁業活動を制限している</p> <p>③ 漁船の修繕や病気やけがなどで出漁していない</p> <p>など合理的な理由があるものについては「適切かつ有効」な利用として扱われます。</p> <p>4 実際には、地域の漁業に精通する都道府県が実態に即して判断することとなりますが、その際の具体的な基準については、国が都道府県の意見を聴いた上で、技術的助言（ガイドライン）として都道府県に示す予定です。</p>
-------------------------------------	--

<p>(3) 儲かる企業の養殖の方が「適切・有効」と判断されませんか。</p>	<p>「適切かつ有効」の基準は、現に漁業権に基づき漁業を行っている方の漁場利用の状況を見て判断するものです。新規参入する企業と比較する基準ではありませんし、養殖の生産量や金額を見て判断するものではありません。</p>
<p>(4) 知事の裁量で一方的に「適切・有効ではない」と判断されるおそれはありませんか。</p>	<p>1 改正漁業法では「他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」や「合理的な理由がないのに漁場の一部を利用していないとき」に、知事は海区漁業調整委員会の意見を聴いて指導、勧告をすることとされています（改正漁業法第91条第1項）。</p> <p>2 さらに、国が技術的助言（ガイドライン）で基準を示す予定であり、知事の裁量のみで一方的に「適切・有効ではない」とは判断できない仕組みになっています。</p>
<p>(5) 新たに漁業権を設定する場合は企業が優先されるのですか。</p>	<p>1 新たな漁業権を設定する場合は、都道府県が漁業者等の意見を聴いて、地理的な条件や漁業者の数、養殖しようとする対象魚種などを考慮した上で、漁業権を設定することが適当と判断したときに海区漁場計画に記載することになります。</p> <p>2 この場合、個別漁業権は漁業者又は漁業を営もうとする者に免許されますし、漁協が免許を受けて組合員間の調整を図りながら漁場を利用した方が漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、漁場計画を作成する段階において、個別漁業者に免許するのではなく、漁協・漁連に免許する団体漁業権として設定することとなります。</p> <p>3 したがって、法律上、企業が優先されるという仕組みにはなっていません。（改正漁業法第63条第1項第1号～第4号）</p>

<p>(6) 新たな区画の設定について「地域の水産業の発展に最も寄与する」との判断基準は具体的にはどうなるのですか。</p>	<p>1 漁場計画において、新たに個別漁業権として設定されたものについて複数の免許申請があった場合には、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保等をはじめ、地域の水産業の発展に寄与するかどうかの観点から判断し、最も寄与すると判断される者が免許を受けることとなります。</p> <p>2 具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生産量や就業者数の見込みがどうなるのか ② 地域の漁業者との調和がとれるのかどうか ③ 地元の水産物の流通・加工により影響を与えるのか <p>なども考慮して、免許する者の判断を行うことが想定されます。</p> <p>3 実際には、地域の漁業に精通する都道府県が実態に即して判断することとなりますが、国及び都道府県は、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決の責務を有し、漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときに漁業権の設定をすることを都道府県に義務付けることとしており、その際の具体的な基準については、国が都道府県の意見を聴いた上で、技術的助言（ガイドライン）として都道府県に示す予定です。</p>
<p>(7) 企業が免許を受ける場合には、地元の漁業者・漁協の意向は反映されますか。</p>	<p>知事は、漁業権を免許する前提となる海区漁場計画を策定する際は、利害関係を有する地元漁業者等の意見を聴いた上で、紛争の防止が図られるなど、漁業調整に支障を及ぼさないように漁業権を設定することが義務付けられています。</p> <p>このため、地元の漁業者や漁協の意向も踏まえた判断が行われるものと考えています。</p>

<p>(8) 養殖業の新規参入を進めると需給バランスが崩れて魚価が下がるのではないですか。</p>	<p>1 魚類養殖業者の団体からは、新規漁場が免許され生産が無秩序に増大した場合、国内市場での供給が過剰になることにより価格が急落し、養殖経営に大きな影響を与えることを懸念しているとお聴きしています。</p> <p>2 こういった生産者の懸念を可能な限り取り除くため、国が定める総合戦略において、積極的に輸出向けの海外市場の開拓等を進めるとともに、国内外の需要に見合った秩序ある生産目標を設定し、官民一体となって目標達成に向けて取り組む所存です。</p> <p>(参考) 養殖業成長産業化推進事業【平成31年度予算概算決定額 402(274)百万円】 ※ ()内は、平成30年度当初予算額。 養殖業の成長産業化に向けて生産から販売・輸出に至る官民の関係者が一体となって取り組む枠組みの構築を支援するとともに、低コスト・高効率飼料等の開発の開発など、養殖生産の三要素である餌、種苗、漁場に関するボトルネックの克服等に向けた技術開発・調査を実施。</p>
---	---

3. 資源管理

質問	回答
(1) 数量管理やI Q導入は沿岸の小規模漁業者に配慮すべき。	<p>1 数量管理の対象拡大については、関係漁業者等の意見も聴きながら段階的に進めます。</p> <p>2 I Q導入については、船舶ごとの漁獲量を迅速に把握する体制が整えられていること等が必要と考えられるので、実際の導入は、操業隻数が比較的少なく、水揚港も限定されている大臣許可漁業から先行していくことになると思われます。</p>
(2) 漁獲割当て（I Q）が大企業に集中するおそれはないですか。	<p>1 I Qの移転は、船舶とともに譲り渡す場合であって、農林水産大臣や都道府県知事の認可を受けたときに限ってできることとしています。</p> <p>2 船舶の譲渡に際して必要となる漁業許可の承継も大臣や知事の許可を必要としています。また、不当な集中に至るおそれがある場合には許可をしないとの法律上の歯止めがかけられました。</p> <p>3 さらに、I Qの設定は、漁業種類等毎に設定される管理区分毎に配分される漁獲可能量を前提に行われることから、沖合漁業者の船舶に管理区分の異なる沿岸漁業者のI Qを移転するような場合は認可されません。</p> <p>注：改正後の漁業法において、I Qの導入は、大臣管理漁業においては農林水産大臣が、知事管理漁業においては知事が原則として判断することになります。</p>

9

4. 漁船の大型化

質問	回答
(1) 漁船の大型化については、沿岸漁業者の操業に支障が生じないようにすべき。	<p>1 個別割当て（I Q）による漁獲制限がなされた船を対象とするので、大型化しても漁獲量が増えないことが前提です。さらに、沿岸漁業者との調整を行い、国が責任をもって資源管理の実施や紛争の防止を確保し、他の漁業に支障がないことを確認した上で、コスト削減や漁船の居住性・安全性の向上を図ります。</p> <p>2 なお、衆議院の附帯決議では、「沖合・遠洋漁業の漁船の大型化については、関係沿岸漁業者及び漁業者団体との十分な調整を行うとともに、漁獲割当てのみならず、操業区域、漁業時期、漁具の種類等の制限措置を講じることにより、資源管理の着実な実施及び漁場の使用に関する紛争の防止が確保できることが確認された場合にのみ認めること」とされており、この内容を踏まえて改正法の運用がなされることとなります。</p>

5. 海区漁業調整委員会

質問	回答
(1) 漁民委員の公選制をやめると漁業者の意見が反映されなくないませんか。	<p>委員の過半数は地元の漁業者・漁業従事者でなければなりません。</p> <p>また、現在行われている漁業者委員の選任の実態に合わせて、漁業者団体からの推薦等を受けた者の中から議会の同意を得て知事が選任する仕組みとしているので、漁業者の意見がしっかり反映されます。</p>

10

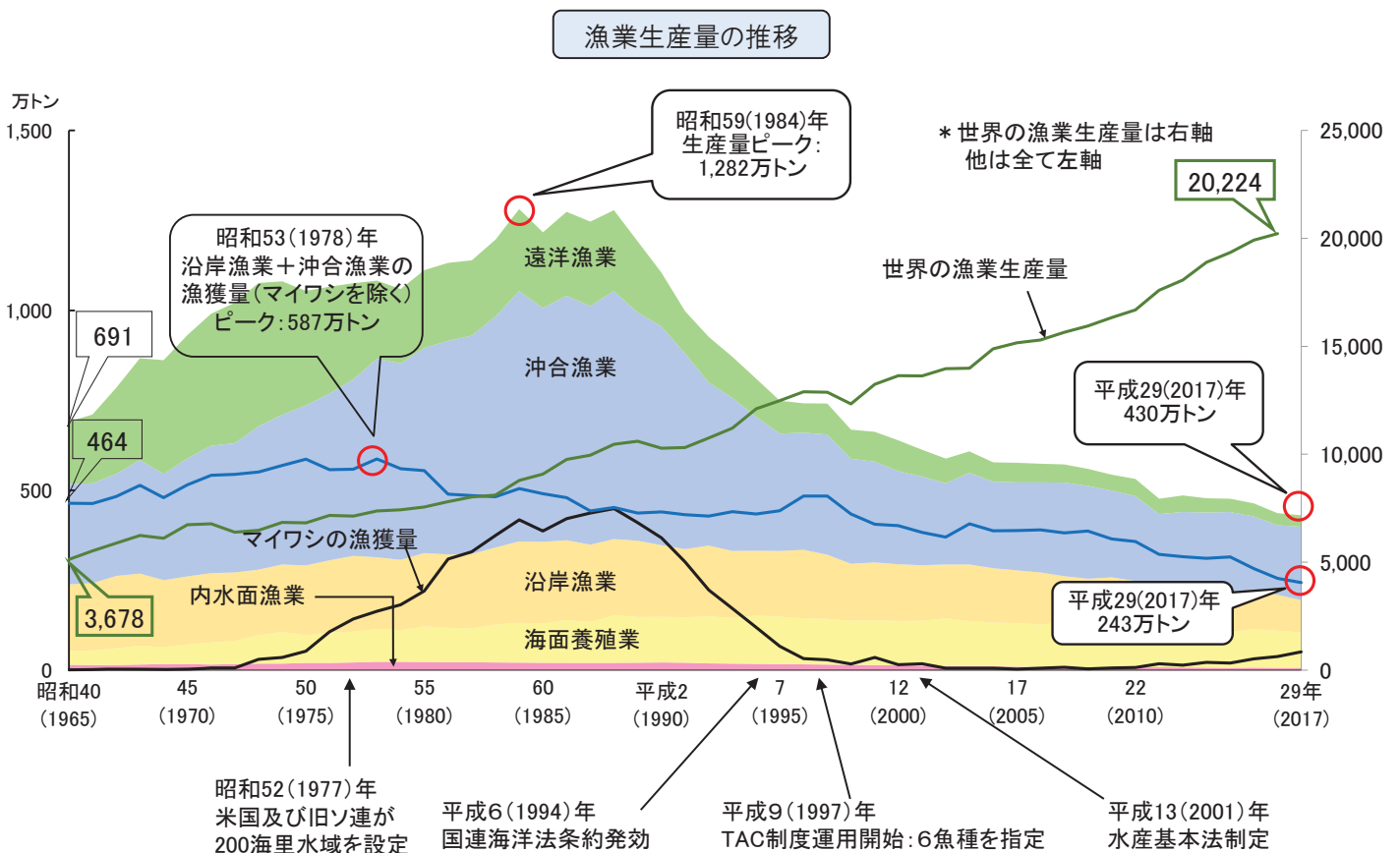
6. 漁協

質問	回答
(1) 漁協に販売のプロを義務付けることは負担になりませんか。	販売の専門能力を有する者を理事にすることについては、常勤・非常勤の別を問わず、漁協の内部登用でも可能としており、それぞれの漁協の実態に合った対応ができるようにしています。
(2) 公認会計士監査の導入に際して実質的な負担が増加することのないようにすべき。	公認会計士監査は、信漁連及び一定規模以上（貯金等合計額 200 億円以上）の漁協に限って導入されるものです。対象となる漁協には、十分な移行期間を設けるとともに、実質的な負担が増加しないよう、準備の取組をきめ細かく支援してまいります。

7. その他

質問	回答
(1) 外国資本によって漁場が支配されるおそれはないですか。	<p>1 外国人（個人・法人）が日本の水域で漁業・養殖業を行うことは法律で禁止されています。</p> <p>2 他方、外国資本の入った日本の法人が漁業を営むこと自体は、現行法においても認められており、今回の法改正によってその取扱は変わりませんが、外国資本が入るか否かに関わらず、漁場を適切かつ有効に活用していない場合等には知事が取り消しを含む是正措置が講じられます。</p>

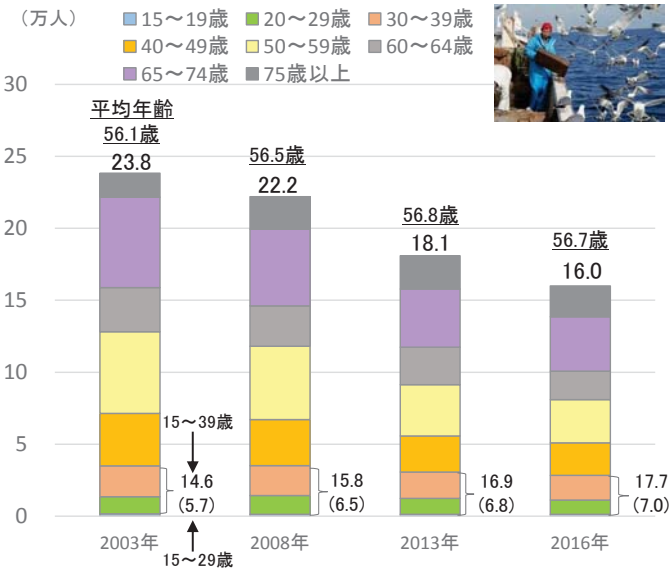
日本の漁業の現状①



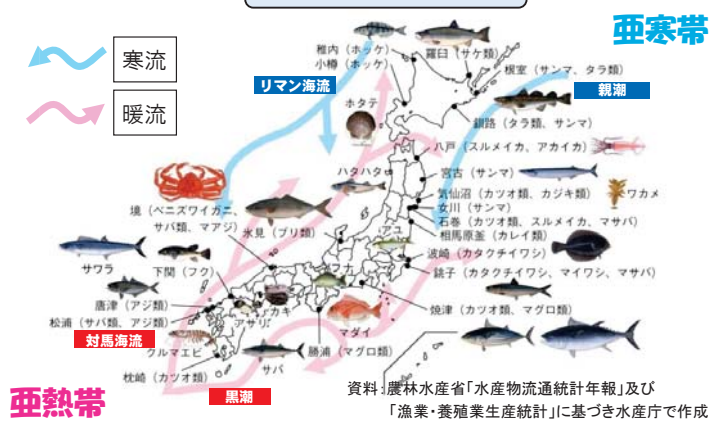
資料:農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)、FAO「Fishstat(Capture Production、Aquaculture Production)」(日本以外の国)

日本の漁業の現状②

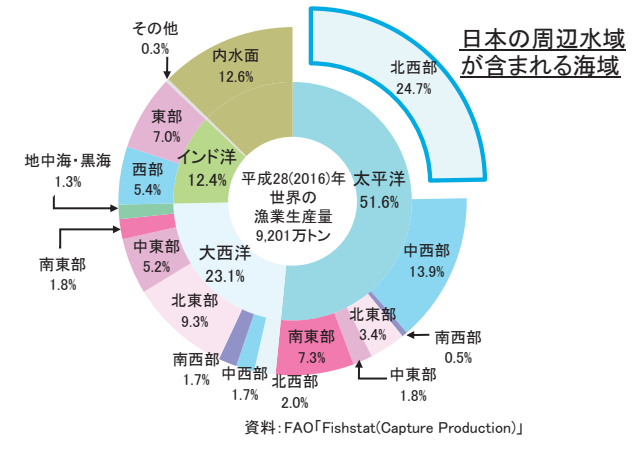
漁業就業者の推移



日本周辺の漁場



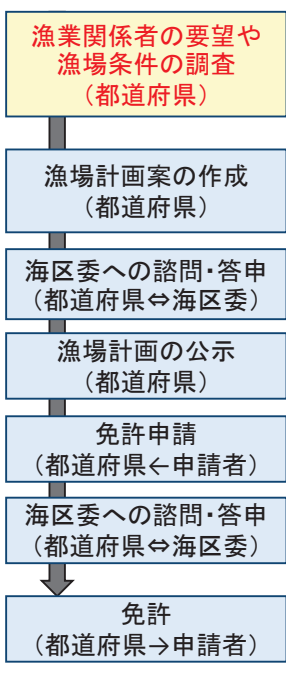
世界の漁場と生産量



資料: 農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013年)、「漁業就業動向調査」(2016年)
 注1: 2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。
 注2: 平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中央値を用いた推計値(75歳以上の場合は「80」を使用)。

養殖・沿岸漁業

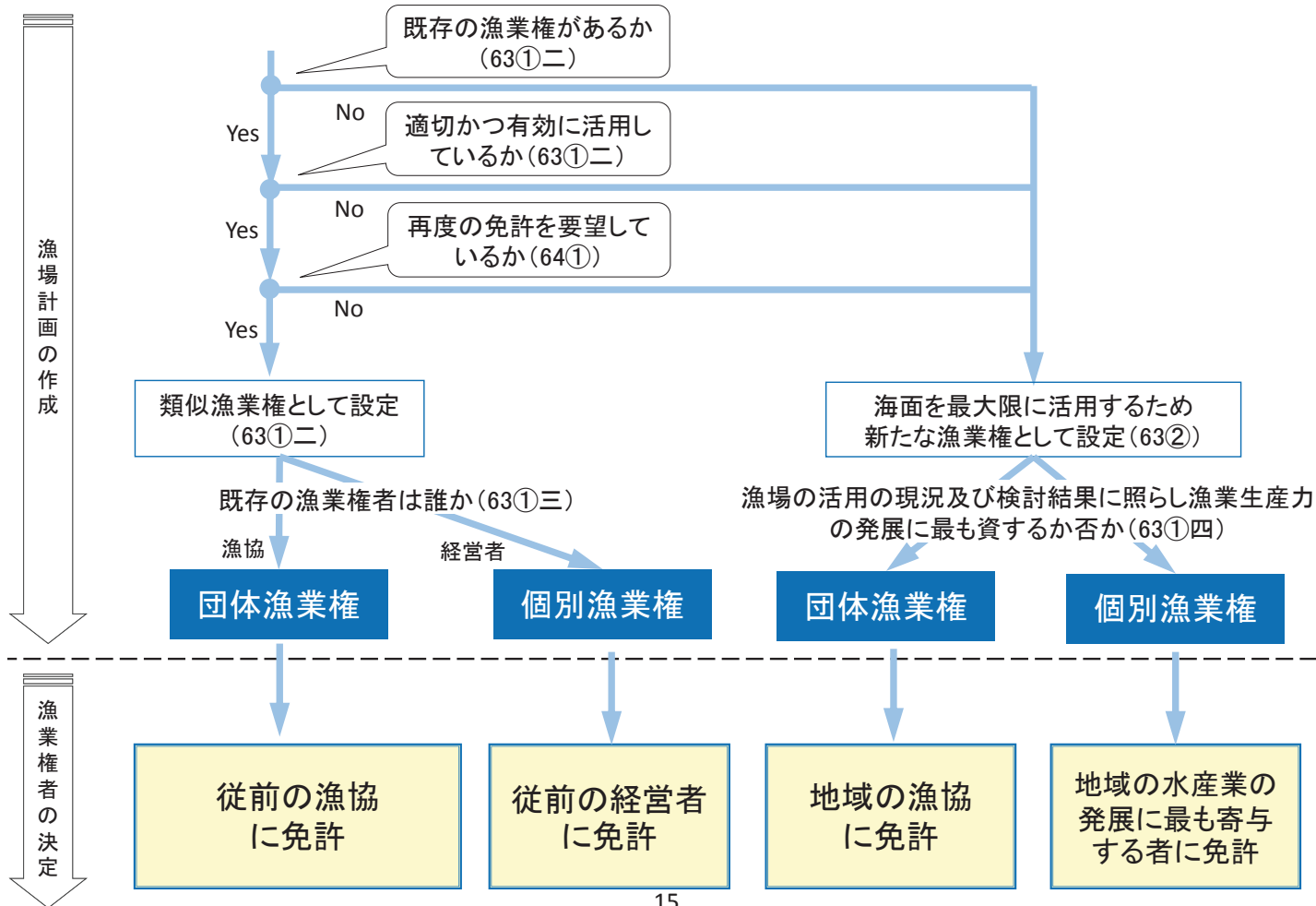
免許の流れ



免許の現行と今後

	現行	今後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定	漁業者 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
区画漁業権(養殖)	漁業者 (真珠養殖業) ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定	漁業者 又は 漁協(管理) 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
特定区画漁業権 (漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定)	漁協(管理)・漁業者 ①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限り) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定	

区画漁業権の設定・免許の流れ



公認会計士監査への移行について

○ 対象 全ての信漁連及び貯金等合計額 200億円以上の漁協

		(参考)農協	
信漁連	28	信農連	32
県一漁協	5	県一農協	4
単位漁協	2	単位農協	587

※ 「貯金等合計額」とは、貯金及び定期積金の合計額

○ 信用事業の規模

		(参考)農協	
信漁連(平均)	貯金	825億円	1兆9,828億円
漁協(平均)	貯金	381億円	1,503億円

出典：農林中央金庫「農林漁業金融統計」(2017)及び業務報告書

○ 公認会計士監査への移行に関する措置

- ・ 法律の附則で、全漁連監査から公認会計士監査への移行期間(法施行から4年以内で政令で定める日)を設定
- ・ 法律の附則で、政府は「組合の実質的な負担が増加することがないこと」等に配慮することを明記

密漁対策

漁業法における罰則の現行と今後

違反内容	懲役刑	罰金刑	
特定の水産動植物を採捕した場合、密漁品を取得する等した場合	—	—	【罰則の新設】 3年以下の懲役 3,000万円以下の罰金
省令に基づく大臣許可漁業又は調整規則に基づく知事許可漁業を無許可で営んだ場合 (例) ・大臣許可の場合: ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等 ・知事許可の場合: 小型まき網漁業、機船船びき網漁業、潜水器漁業 等	3年	200万円	【罰則の引上げ】 300万円
漁業権又は漁協の組合員の漁業を営む権利を侵害 (例) 漁業権設定区域における一般遊漁者によるサザエ、イセエビ等の採捕	—	20万円	【罰則の引上げ】 100万円

浜で頑張る漁業者の皆様をしっかりと後押しし、全国の浜を元気にします

～新たな水産政策を実施します～

今後も漁業権制度を維持しつつ、頑張る漁業者が安心して漁業に取り組めるようにします。(裏面もご覧下さい)
養殖業の振興は、国が策定する総合戦略の下で、需要に見合った取組を進めます。

- 共同漁業権は、地域の漁協や漁連に引き続き免許されます。
- その他の漁業権は、漁協や地域の担い手が水域を適切かつ有効に活用している場合は、引き続き優先的に免許されます。
- 漁場の有効な活用のため、協業化や法人化の推進、企業と地域の協同など浜の活性化の取組を支援します。

地域で高付加価値化・販路拡大等に取り組む浜むプランの取組を引き続き支援し、地域の所得向上を推進します。

また、漁船の更新や新規就業等を支援し、地域の担い手の育成・確保や漁業の収益性向上を推進します。

- 浜プラン等に基づく施設・機器の整備を支援します。
- 担い手の漁船のリースや高性能な漁船の導入を支援します。資源管理等に取り組む地域の漁業者の漁船・漁具等のリースを新たに支援します。
- 就業前の若者に資金を交付(最長2年間で150万円/年)し、漁業現場での長期研修を支援します。

漁業に不可欠な漁港の維持・有効活用を推進します。

- 漁港の長寿命化・地震津波対策や生産流通機能向上の取組を支援します。

燃油・飼料の価格上昇によるコスト増加や資源管理等による収入減少に対応し、漁業経営の安定を図ります。

- 燃油・飼料の価格上昇に伴うコスト増加に対して補填するとともに、燃油価格の急騰の場合は補填金単価を引き上げました。
- 共済・積立がらずにより平均収入の9割まで補填します。

漁協が行う赤潮監視等の沿岸漁場を豊かにする取組を制
度化し漁場の利用者との関係の透明性の向上を図ります。

- 漁協等が構成員以外を含めた保全活動を実施する場合に、都道府県がその申請に基づいて指定し、業務を行わせることができる仕組みを設けます。
- 漁場の保全活動をこの制度によらず漁協の自主的な活動として行う場合には、従前どおりに実施することができます。
- 今後も漁業権制度、漁協制度が適切に機能していくためには、企業など漁場の利用者との関係で透明性・合理性を向上する必要があります。
- 漁協や漁業者を中心に地域で行う干潟の保全や国境監視等の取組を支援します。

密漁に対する罰則を強化し大切な水産資源を守ります。

- ナマコなど特定の水産動植物の採捕や密漁品の授受を禁止し、個人に対する罰金の最高額(3,000万円)を適用します。
- 漁業権侵害の罰金(20万円→100万円)、無許可操業の罰金(200万円→300万円)も引き上げます。

海区漁業調整委員会について、漁業者の意見がしっかりと反映されるようにします。(裏面もご覧下さい)

- 海区漁業調整委員会の漁業者委員は、実態に合わせて漁業者からの推薦に基づく知事選任とし、議決に必要な過半数を占めることとします。



これらの取組を通じて、浜で頑張る漁業者の所得向上と浜の活性化を目指し、現役の漁業者や未来の漁業を担う若者にとってやりがいのある魅力的な産業にします。

漁業権



地元の頭越しに企業に漁場を開放するのですか？

○ 共同漁業権は、従前どおり漁協・漁連のみに免許されます。

○ 養殖・定置の漁業権は、漁場を適切かつ有効に利用している既存の漁業者・漁協に優先して免許されます。
適切・有効の考え方は国が都道府県に示します。

○ 空いている漁場等に新たな漁業権を設定する場合も、知事は地元漁業者の意見を聴いて、漁業調整に支障を及ぼさないように設定することが義務付けられます。



地元の漁業者の意向を無視して
企業に免許されることはありません。

海区漁業調整委員会



公選制をやめると漁業者の意見が軽視されませんか？

○ 委員の過半数は地元の漁業者・漁業従事者でなければなりません。

○ 漁業者委員の選任の実態に合わせて、漁業者団体からの推薦等を受けた者の中から、議会の同意を得て、知事が選任する仕組みとします。



漁業者の意見はしっかり反映されます。

漁船の大型化



大型化で沿岸漁業者が困りませんか？

○ 個別割当（IQ）による漁獲量制限がなされた船を対象とするので、大型化しても漁獲量は増えません。（漁獲量の配分は審議会の検討を経て公平に定めます。）

○ 沿岸漁業者の理解を得るよう調整を行い、VMS（船位測定機）の義務付けなどにより、操業状況をしっかり管理します。



国が他の漁業に支障がないことを確認した上で、コスト削減や漁船の居住性・安全性の向上を図ります。

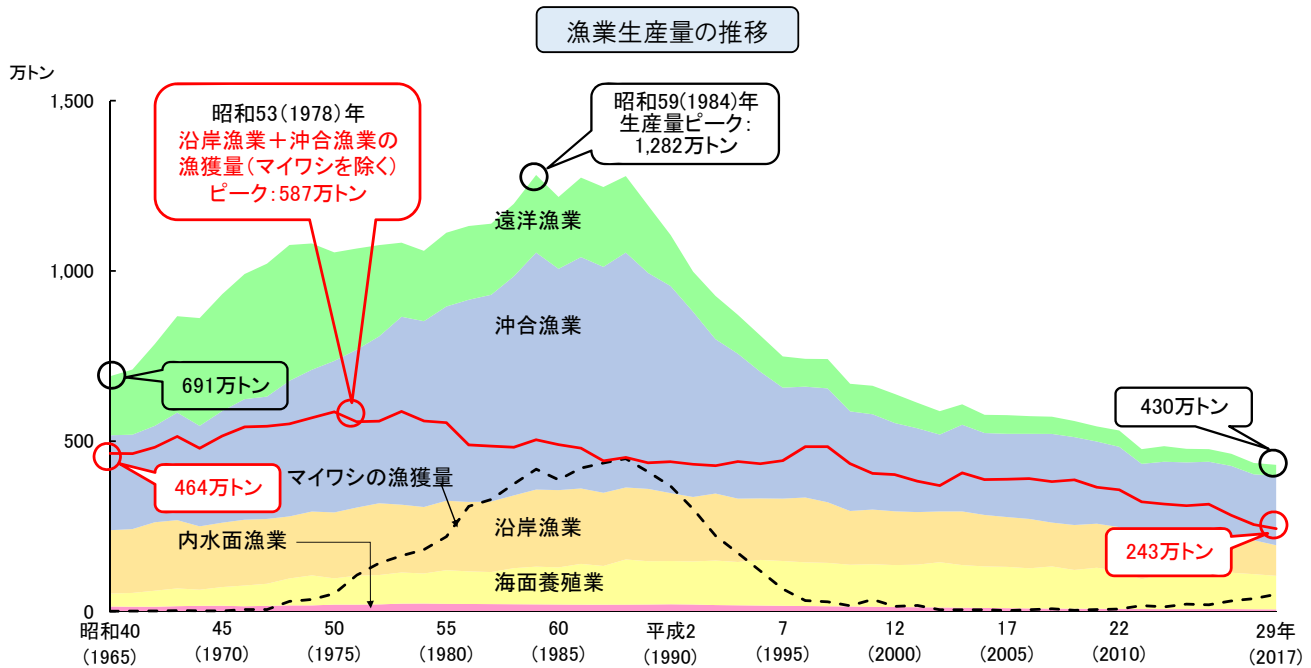
水産政策の改革について

目次

I. 水産政策の改革の背景（我が国水産業の現状）	1
II. 水産政策の改革の概要	7
III. 水産政策の改革の内容（漁業法等改正法関係）	10
1. 概要	11
2. 資源管理	12
3. 漁業許可	18
4. 海面利用制度（漁業権・沿岸漁場管理）	21
5. 海区漁業調整委員会	29
6. 密漁対策	31
7. 漁業協同組合	32

日本の漁業生産量の現状

- 日本の漁業生産量は、昭和59(1984)年にピークに達した後、減少傾向。
- 昭和63(1988)年頃からのマイワシの大幅な減少や遠洋漁業の縮小を除いても減少傾向にあり、国民に対して水産物を安定供給していくためには、この減少傾向に歯止めをかける必要。

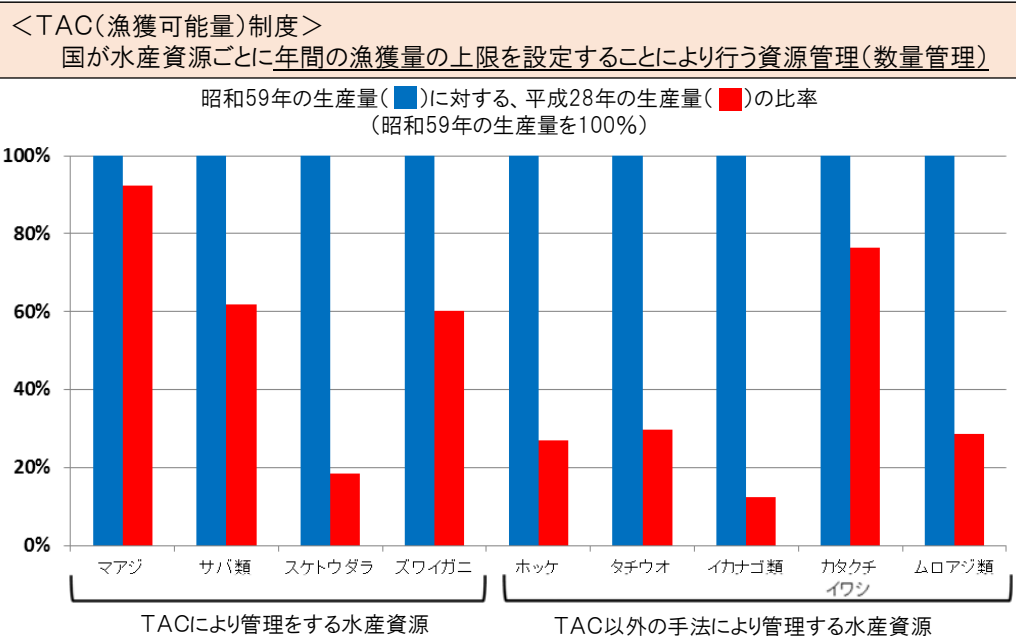


1

(参考) 水産資源の現状

- 資源量が周期的に大きく変動するマイワシや遠洋漁業により漁獲されるもの以外の漁業生産量の減少については様々な要因が考えられるが、適切な資源管理を行い、水産資源を維持できていれば、漁業生産量の減少を防止・緩和できたと考えられるものが多い。
- 数量管理(漁獲量自体の制限による資源管理)を行った水産資源については、それ以外の水産資源に比べて、漁業生産量の減少の程度が小さい。

管理手法による生産量の比較

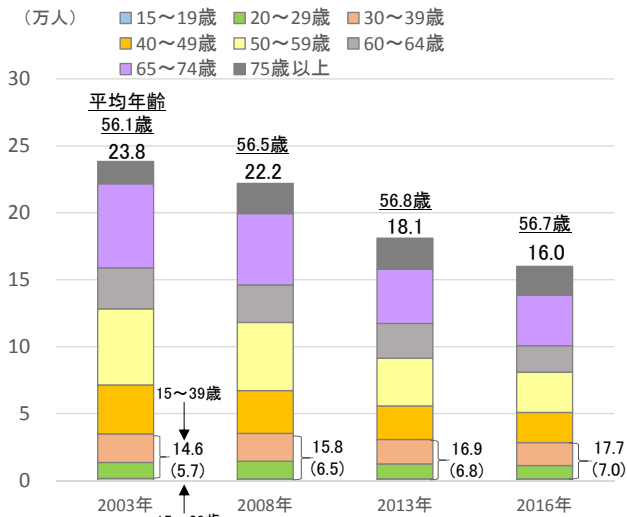


2

(参考) 漁業就業者の現状

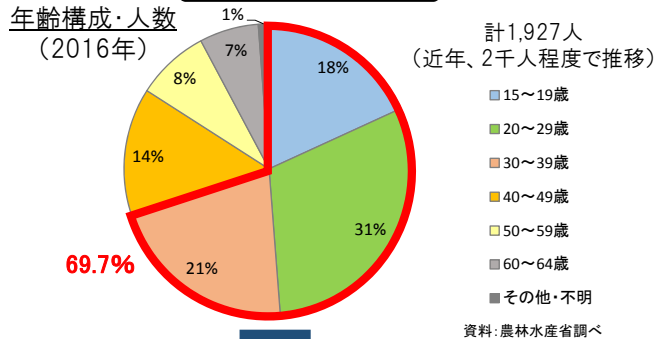
- 日本の漁業就業者は減少傾向にあり(2016年は16万人)、平均年齢は56.7歳。高齢者の退職により今後も減少(2050年頃には約7万人まで減少)が続くことが想定。
- 日本の周辺水域に形成された豊かな漁場や水産資源を十全に活用していくためには、担い手を育成・確保していく必要。

漁業就業者の推移

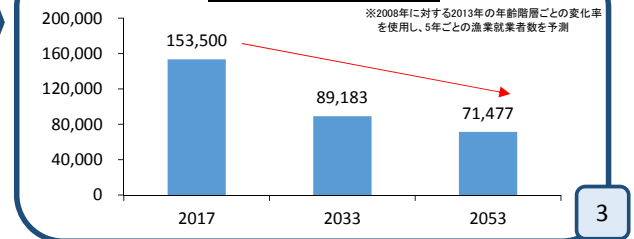


資料: 農林水産省「漁業センサス」(2003、2008、2013年)、「漁業就業動向調査」(2016年)
 注1: 2008年(平成20年)センサスでは、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まれなかった非沿海市町村に居住している者を含んでおり、2003年(平成15年)センサスとは連続しない。
 注2: 平均年齢は、漁業就業動向調査より各階層の中位値を用いた推計値(75歳以上の場合は「80」を使用)。

新規就業者の状況



漁業就業者数の予測



(参考) 漁業生産性の比較

- 全体としてみると、日本の漁業者1人・漁船1隻当たりの生産量はアイスランド、ノルウェーなど欧米諸外国より低い。
- 日本の漁業について、漁業種類ごとに見ると、沖合底びき網、大中型まき網等は、生産量が多く、経営体や漁船数は少ないため、1経営体当たり・1隻当たりの生産量が多い。

生産性の比較

(上表: 国間の比較、下表: 日本の漁業種類間の比較)

国名	漁業者数 (千人)	漁船数 (隻)	漁業生産量 (千トン)	漁業者1人当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり生産量 (トン/隻)
アイスランド	6	822	1,104	225.2	791.7
ノルウェー	18	5,939	3,788	214.5	637.9
スペイン	33	9,895	1,346	40.6	136.0
ニュージーランド	2	1,367	553	258.5	404.2
米国	281	75,695	5,406	19.2	71.4
日本	173	152,998	4,765	27.5	31.1

資料: 農林水産省「漁業センサス2013」(漁船(日本、2013年)、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本、2014年))、「漁業・養殖業生産統計」(生産量(日本、2014年))、OECD「OECD Review of Fisheries: Country Statistics 2015」(漁船、漁業者数(上記以外)及びFAO「Fishstat(Capture Production)」(生産量(日本以外、2014年))
 注: 日本以外の国の漁業者数及び漁船数について、アイスランドは2012年、ニュージーランドは2013年、ノルウェー、スペイン、米国は2014年

漁業種類名	主な魚種 (下線はTAC魚種)	経営体数 (経営体)	漁業者数 (人)	漁船数 (隻)	漁業生産量 (百トン)	1経営体当たり生産量 (トン/経営体)	1漁業従事者当たり生産量 (トン/人)	漁船1隻当たり生産量 (トン/隻)	
沖合	沖合底びき網	スゲウダラ、ホッケ、カレイ、スライカニ等	228	2,480	314	2,125	932.0	85.7	676.8
	大中型まき網	サバ、イワシ、アジ、スルメイカ、カツオ、マグロ等	69	3,900	377	8,702	12,611.6	223.1	2,308.2
沿岸	刺網		12,738	17,002	18,211	1,191	9.3	7.0	6.5
	大型定置網	イワシ、サバ、アジ、ブリ、マグロ等	431	6,258	2,185	2,117	491.2	33.8	96.9

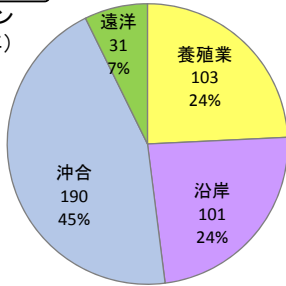
資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(生産量(2016年))、「漁業就業動向調査」(漁業者数(日本の漁業全体、2016年))、「漁業センサス2013」(経営体数、漁業者数(日本の漁業全体以外)、漁船数)
 注: 「漁業者数」のうち、日本の漁業全体以外の値については、2013年11月1日現在の海上作業従事者数であり、経営体数より少ない場合がある。

(参考) 日本の漁業生産の構造

- 日本の漁業は、主に多獲性魚種を漁獲する沖合漁業から、少量だが高単価の魚種を漁獲する沿岸漁業まで多種多様。
- 沿岸漁業は沖合漁業に比べて、漁船数、経営体数、漁業従事者数が多い。

生産量

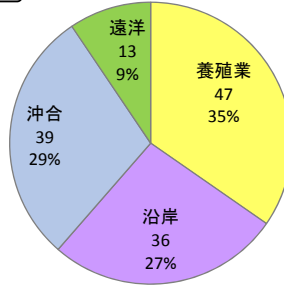
425万トン
(2016年)



資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

生産額

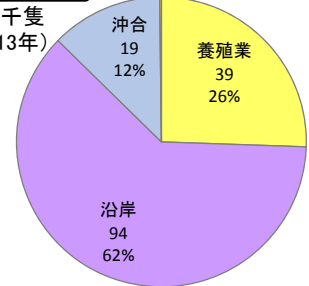
135百億円
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業生産額」(総額)
注: 内訳の金額は、農林水産省「漁業センサス2013」の漁業種類別販売金額を基に推計

漁船数

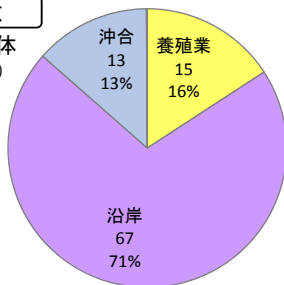
153千隻
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「遠洋」は28隻 (0.2%)

経営体数

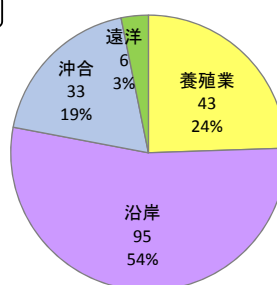
95千経営体
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「遠洋」は101経営体 (0.1%)

漁業従事者数

178千人
(2013年)



資料: 農林水産省「漁業センサス2013」
注: 「漁業従事者数」は、2013年11月1日時点の海上作業従事者数

- 注1: 内水面漁業・養殖業を除く。
注2: 「遠洋漁業」には、遠洋底びき網、以西底びき網、大中型まき網 (1そうまき遠洋かつお・まぐろ)、まぐろはえ縄 (遠洋)、かつお一本釣り (遠洋)、いか釣り (遠洋) が含まれる。
注3: 「沖合漁業」には、沖合底びき網、小型底びき網、大中型まき網 (1そうまき遠洋かつお・まぐろを除く)、中小型まき網、さけ・ます流し網、かじき等流し網、さんま棒受網、まぐろはえ縄 (近海、沿岸)、かつお一本釣り (近海、沿岸)、いか釣り (近海、沿岸) が含まれる。
注4: 「沿岸漁業」には、船びき網、その他の刺網、定置網、その他の網、その他のはえ縄、ひき縄釣り、その他の釣り、採貝・採藻、その他の漁業が含まれる。

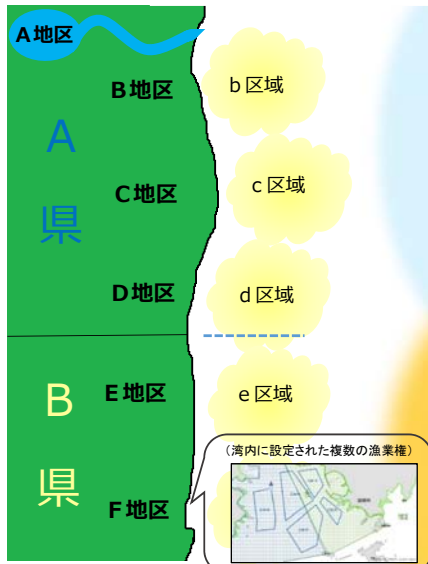
5

(参考) 漁業の管理体系

- 沿岸漁業・養殖業については、限られた水域で多数の漁業者が多様な漁業を営んでいる状況にあることから、資源管理を適切に行い、漁場の使用に関するトラブルを防止・解決する観点から、一定の海面で排他的に営むことができる漁業権を、特定の者に付与して管理。
- 広い水域を漁場とする沖合・遠洋漁業については、一定の区域や期間の範囲で操業を特定の者に許可して管理。

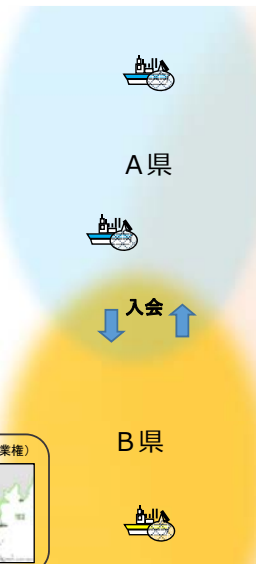
漁業権漁業

特定の沿岸漁業・養殖業について、排他的に営む権利を都道府県知事が免許



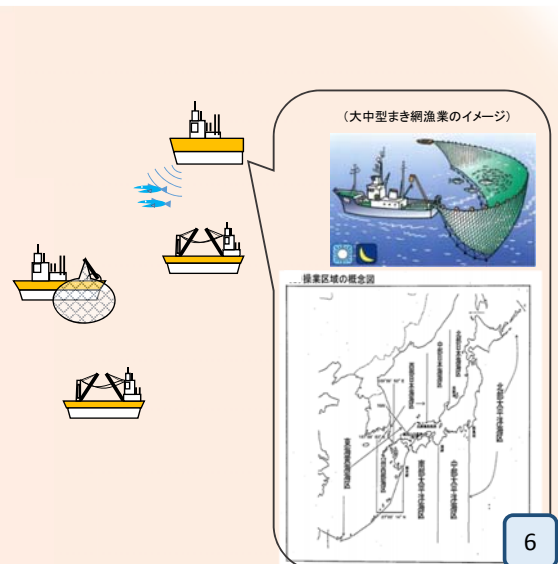
知事許可漁業

都道府県の沖合で操業する漁業について都道府県知事が許可



大臣許可漁業

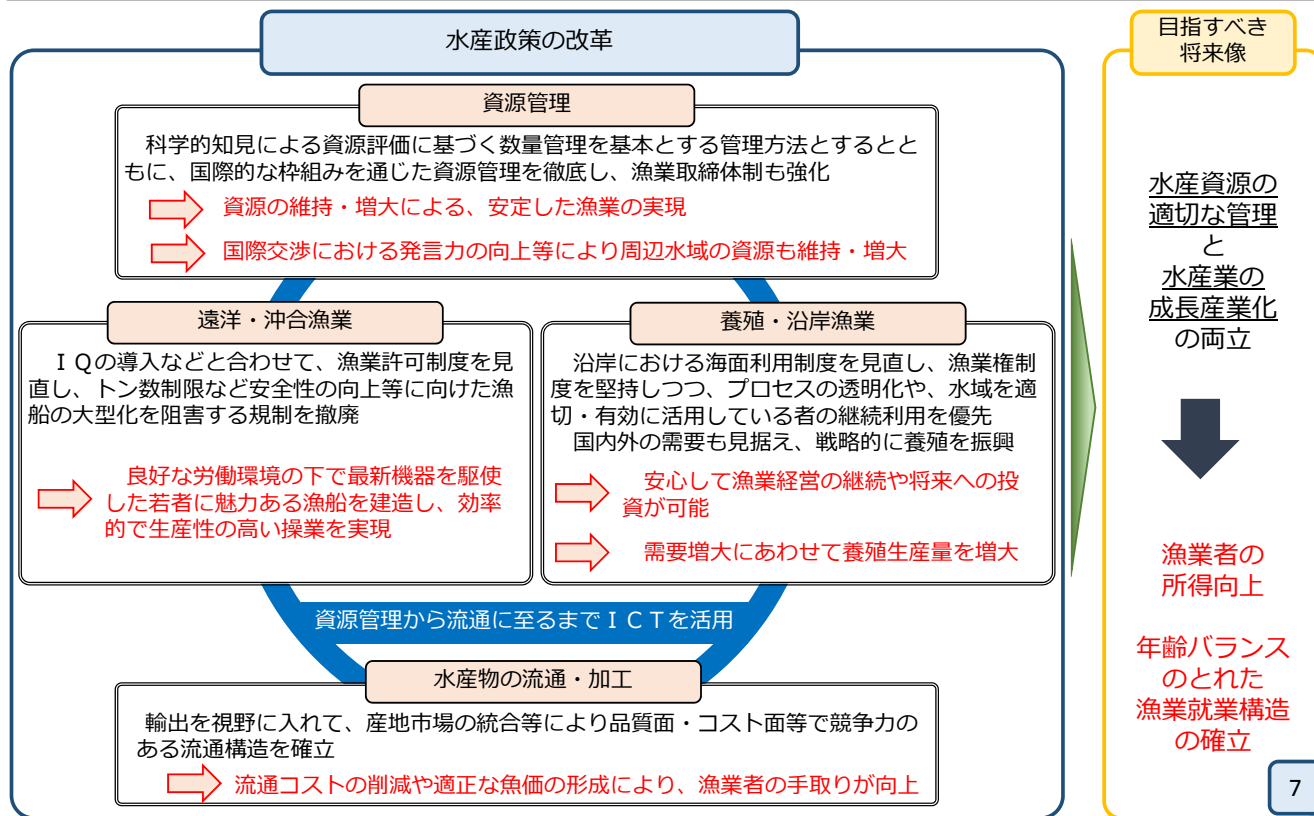
複数県の沖合や外国で操業する漁業について農林水産大臣が許可



6

水産政策の改革の全体像

- 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指し、水産政策の改革を実施。



(参考) 「水産政策の改革について」(平成30年6月)のポイント

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立することを目指し、次のような改革を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行う。

法整備等に当たっては、水産業は我が国領海・排他的経済水域を保全する上でも重要な機能を果たしており、このような国境監視機能を始めとする機能を適正に発揮させることにも十分留意するものとする。

1 新たな資源管理システムの構築

資源管理については、国際的にみて遜色のない科学的・効果的な評価方法及び管理方法とする。

- 資源評価対象魚種は、原則として有用資源全体をカバー
- 調査体制を抜本的に拡充。また、操業時の各種情報を資源量把握のためのビッグデータとして活用
- 主要資源ごとの資源管理目標として、最大持続生産量(MSY)が得られる資源水準としての「目標管理基準」を設定。併せて、乱獲を防止するために資源管理を強化する水準として「限界管理基準」を設定
- 毎年度の漁獲可能量(TAC)を設定。TAC対象魚種は、順次拡大し、早期に漁獲量ベース(※)で8割に拡大(※国際的な枠組みで管理される魚類等、貝類・藻類・うに類、海産ほ乳類は除く)
- 個別割当(IQ)を、大臣許可漁業を始めとして準備が整ったものから順次導入
- 海区漁業調整委員会について、柔軟な委員構成とし、選出方法も見直し
- 新たな資源管理への円滑な移行のため、減船・休漁等、必要な支援を実施。漁業収入安定対策の法制化
- 種苗放流等について資源造成効果を検証。広域回遊魚種等は複数都道府県の共同の取組を促進

2 漁業者の所得向上に資する流通構造の改革

- 水産物流通について、物流の効率化、I C T等の活用、品質・衛生管理の強化、国内外の需要への対応等を強力に推進
- 産地市場の統合・重点化、消費地に産地サイドの流通拠点を確保
- 資源管理の徹底と国内の密漁対策を含めI U U漁業の撲滅を図る等のため、トレーサビリティの取組を必要度の高いものから順次推進

3 生産性の向上に資する漁業許可制度の見直し

- 沿岸漁業との調整を進めつつ、I Q導入など条件の整った漁業種類については、トン数制限など安全性の向上等に向けた漁船の大型化を阻害する規制を撤廃
- 漁業許可を受けた者には各種報告を義務付けるとともに、資源管理を適切に行わない漁業者・生産性著しく低い漁業者に対する改善勧告・許可の取消し

4 養殖・沿岸漁業の発展に資する海面利用制度の見直し

- (1) 養殖・沿岸漁業に係る制度の考え方
 - 適切な資源管理等の観点から、漁業権制度を維持
 - 養殖業における円滑な規模拡大・新規参入に向けて、漁業権付与に至るプロセスの透明化、権利内容の明確化等を図る
- (2) 漁場計画の策定プロセスの透明化
 - 県は、海面を最大限活用できるよう留意。可能な場合は、新区画の設定も積極的に推進
 - 県は、漁場計画の策定に当たり、新規参入希望者等からの要望聴取・検討結果の公表
- (3) 漁業権の内容の明確化等
 - 県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制は廃止
これに代えて、既存漁業者が水域を有効に活用している場合は継続利用を優先し、それ以外の場合は地域の水産業の発展に資するかどうかを総合的に判断することを法定
 - 団体に付与する漁業権に係る内部調整(費用徴収含む)は、漁業権行使規則に基づき行う。同規則は、団体のメンバー外には及ばない
 - 漁業権者は、各種報告を行うとともに、水域を適切かつ有効に活用していない場合は、改善指導・勧告等
- (4) 公的な漁場管理を委ねる制度の創設
 - 漁協等が実施している良好な漁場環境の維持などの活動が高い透明性の下で将来にわたって安定的に行われるよう、漁場管理を県の責務とし、県がこれを漁協等に委ねることができる制度を創設
 - 委ねられた者は、県の認可を受けた漁場管理規程に基づき実施。費用の使途・積算根拠も漁場管理規程に明示
- (5) 養殖業発展のための環境整備
 - 国は、戦略的養殖品目を設定した上、総合戦略を策定
 - 適地拡大に向けた大規模静穏水域の確保や漁港の積極的活用を推進

5 水産政策の方向性に合わせた漁協制度の見直し

漁協について、水産政策の改革の方向性に合わせて見直し。

6 漁村の活性化と国境監視機能を始めとする多面的機能の発揮

漁業・漁村の持つ多面的な機能が発揮されるよう、効果的な取組を推進。

9

水産政策の改革の内容 (漁業法等改正関係)

漁業法等の一部を改正する等の法律の概要（平成30年12月）

- 適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、漁業法等を改正し、資源管理措置、漁業許可、免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直し。

I 漁業法の改正（※海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（TAC法）を漁業法に統合）

<p>(1) 新たな資源管理システムの構築</p> <p>科学的な根拠に基づき目標設定、資源を維持・回復</p> <p>【資源管理の基本原則】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源管理は、資源評価に基づき、漁獲可能量（TAC）による管理を行い、持続可能な資源水準に維持・回復させることが基本。 ・TAC管理は、個別の漁獲割当て（IQ）による管理が基本（IQが整っていない場合、管理区分における漁獲量の合計で管理） <p>【漁獲可能量（TAC）の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣は、資源管理の目標を定め、その目標の水準に資源を回復させるべく、漁獲可能量を決定。 <p>【漁獲割当て（IQ）の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を勘案して、船舶等ごとに漁獲割当てを設定。 	<p>(3) 漁業権制度の見直し</p> <p>水域の適切・有効な活用を図るための見直しを実施</p> <p>【海区漁場計画の策定プロセスの透明化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知事は、計画案について、漁業者等の意見を聴いて検討し、その結果を公表。海面が最大限に活用されるよう漁業権の内容等を海区漁場計画に規定。 <p>【漁業権を付与する者の決定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用している場合は、その者に免許。既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許（法定の優先順位は廃止）。 <p>【漁場の適切かつ有効な活用の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁業権者には、その漁場を適切かつ有効に活用する責務を課す。 <p>【沿岸漁場管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協等が都道府県の指定を受けて沿岸漁場の保全活動を実施する仕組みを導入。
<p>(2) 漁業許可制度の見直し</p> <p>競争力を高め、若者に魅力ある漁船漁業を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船の安全性、居住性等の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を見直し。 ・許可体系を見直し、随時の新規許可を推進。 ・許可を受けた者には、適切な資源管理・生産性向上に係る責務を課す。 	<p>(4) 漁村の活性化と多面的機能の発揮</p> <p>国及び都道府県は、漁業・漁村が多面的機能を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全に行われ、漁村が活性化できるよう十分配慮。</p> <p>(5) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海区漁業調整委員会について、漁業者代表を中心とする性質を維持。漁業者委員の公選制を知事が議会の同意を得て任命する仕組みに見直し。 ・密漁対策のための罰則を強化。

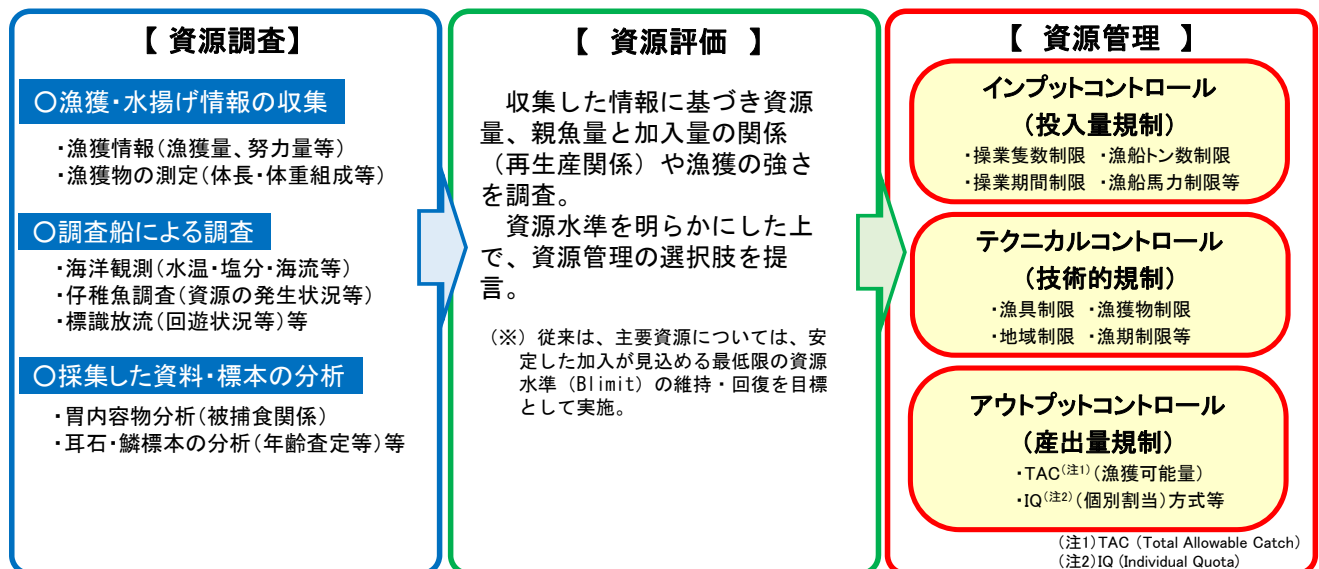
II 水産業協同組合法の改正

水産改革に合わせた漁協制度の見直し
販売のプロの役員への登用、公認会計士監査の導入等により事業・経営基盤の強化を図る。

11

資源管理①（従来の体系）

- 資源管理は、資源調査により収集した情報に基づき資源評価を行い、資源評価の結果を基に漁業の実態等を踏まえて規制の手法を選択して実施。
- 従来の日本の公的規制は、漁船の隻数やトン数の制限（インプットコントロール）と漁具等の制限（テクニカル・コントロール）を中心に行われている。漁獲能力の向上により、これらの管理手法のみでは、過剰に漁獲されてしまうおそれ。



【ルールの遵守を担保する仕組み】

- ・公的機関による漁業取締り（法令違反を強制的に取締り）
- ・採捕数量の管理
- ・漁業者の相互監視等

12

資源管理② (TACによる管理)

- 漁獲量自体を制限(アウトプット・コントロール)する漁獲可能量(TAC)制度について、現在の対象は漁獲量が多く経済的価値が高いなどの要件に該当する魚種を対象としていることなどから、8種にとどまる。
- 一方、資源水準が低位にある種の割合は、TAC未対象種の54%に比べ対象種は32%と低い。
- 今後は、水産資源の持続的な利用の確保に向け、TACによる管理を基本とする。(第8条)
対象魚種は漁獲量等にかかわらず準備が整ったものから順次追加する。

TAC対象魚種の状況

<従来の設定要件>

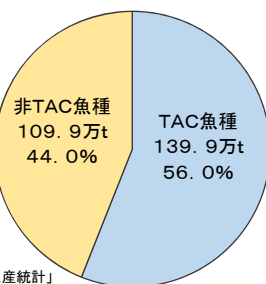
- ① 漁獲量及び消費量が多く国民生活上又は漁業上重要な資源
- ② 資源状態が悪く緊急に管理を行うべき資源
- ③ 日本周辺で外国漁船により漁獲されている資源のいずれかであって、かつ、TACを設定するための十分な科学的知見がある資源

<現在設定されている種>

サンマ、スケトウダラ、マアジ、マイワシ
サバ類(マサバ、ゴマサバ)、スルメイカ、ズワイガニ、クロマグロ

漁獲量における TAC魚種・非TAC魚種の構成 (H25～H27平均)

※ 遠洋漁業で漁獲される魚類、国際的な枠組みで管理される魚類(かつお・まぐろ・かじき類)、さけ・ます類、貝類、藻類、うなぎ類、海産ほ乳類は除く。

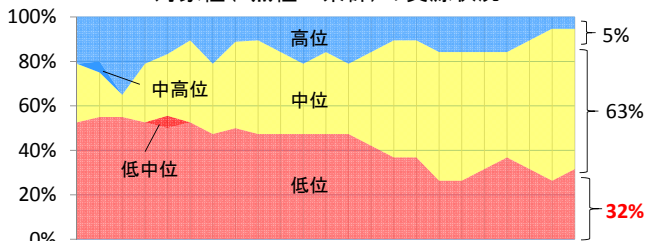


資料: 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

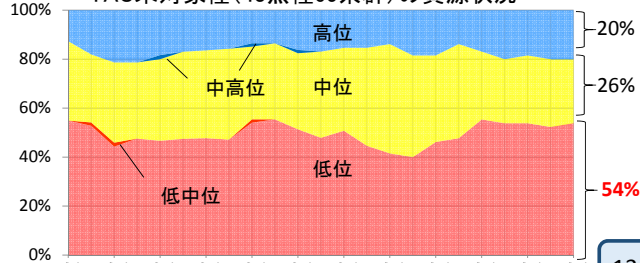
資源状況

(国の資源評価対象種)

TAC対象種(7魚種19系群)の資源状況



TAC未対象種(43魚種65系群)の資源状況



13

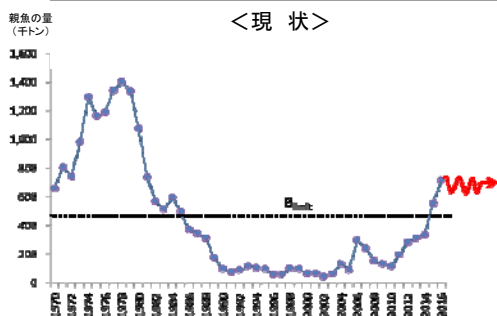
資源管理③ (資源管理目標の設定)

- 日本では、主要種について、安定した加入が見込める最低限の親魚資源量水準(Blimit)の維持・回復を目指した管理を実施。
- 米国・EUでは、乱獲を防ぐための基準の設定に加え、水産資源をMSY(最大持続生産量)を実現する水準(MSY水準)に維持・回復させることを目標とする管理を実施。米国では、乱獲状態にあると評価された資源については、原則10年以内にMSY水準まで回復させるための計画を定めて実行。
こうした管理により、長期的な資源量の増加等による、水産資源の更なる有効活用を図っている。
- 今後は、MSY水準を資源管理の目標(目標管理基準)とし、目標管理基準に水産資源を維持・回復すべく漁獲可能量(TAC)を決定。また、乱獲状態にあると評価された資源については、MSY水準まで回復させるための計画を定めて実行。(第11条、第12条、第15条)

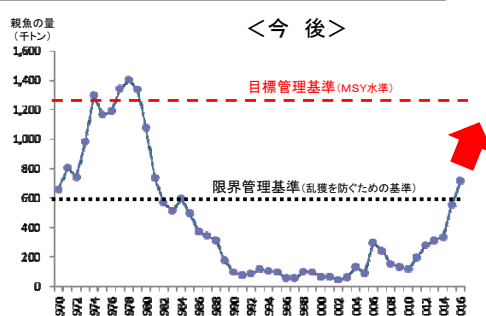
<MSY(最大持続生産量)>

現在の環境下において持続的に採捕可能な最大の漁獲量

(現在及び合理的に予測される将来の自然的条件の下で持続的に採捕することが可能な水産資源の数量の最大値)



<現状>



<今後>

基準値を上回った場合に目指す資源水準がない。

資源水準をMSYを実現する水準に回復・維持させる目標を設定。これにより、資源の状況によっては、短期的に漁獲抑制が必要となる場合もあるが、**長期的には資源量の増加、安定した採捕による資源の更なる有効活用が促進。**

14

資源管理④（IQの導入）

- TACの管理を漁獲量の総量の管理により行った場合、早獲り競争に陥りやすく、特定の漁業者の採捕により他の漁業者の採捕を停止するなど不公平を生じさせる側面がある。
- TACの管理の手法の一つである漁獲割当て(IQ方式)は、あらかじめ個々の漁業者の漁獲可能な数量が明確になることから公平性が担保され、①無用な競争や海上でのトラブル回避、②効率的な操業や経営の安定など、多面的な効果があると見込まれる。
- 一方、獲り残しを防止する観点からIQの移転は有効であるが、自由に移転することができることとした場合、一部の漁業者への集約による漁業者の減少等といった問題もある。
- 今後、農林水産大臣又は都道府県知事は、準備が整った管理区分から漁獲実績等を勘案して船舶等ごとにIQを設定する制度を措置。ただし、IQの移転は、船舶の譲渡など一定の場合に限定し、認可を受けなければならない。(第17条、第22条)

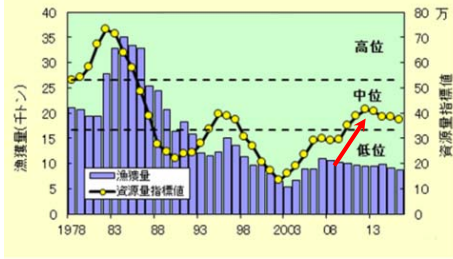
TACを管理する手法

区分	内容
非個別割当方式	漁獲可能量を個々の漁業者等に割り当てることなく各種規制の下で漁業者の漁獲を認め、漁獲量の合計が上限に達した時点で操業を停止させることによって漁獲可能量の管理を行うもの
個別割当(IQ)方式	漁獲可能量を漁業者又は漁船ごとに割り当て、割当量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行うもの
譲渡性個別割当(ITQ)方式	IQ方式のうち、IQを他の漁業者に、船舶の譲渡等にかかわらず自由に譲渡又は貸付けができるようにしたもの

IQ導入の事例

日本海ベニズワイガニ漁業では、平成19年(2007年)漁期からIQを導入。(注:漁業法に基づき導入)

採捕規制(雌の採捕禁止、甲殻9cm以下の雄の採捕禁止)や漁具規制(網目制限など)などと組み合わせることで、資源状態が改善し、年間を通じた安定的な水揚げを実現。



- <自由なIQの移転を認めた場合の問題点>
- IQが一部の漁業者に集積され、漁業者の減少や漁村に悪影響を及ぼす
 - 操業実態の無い者による投機的な売買の対象となってしまう 等

資源管理⑤（今後の数量管理の流れ）

0. 資源管理目標の設定

1. 管理区分の設定 【□:農林水産大臣、□:A県知事、□:B県知事】

※採捕の種類、採捕に係る水域、採捕に係る期間で区分したユニットが管理区分(各記載はイメージ)

	A魚種						
	大臣管理			A県知事管理			B県知事管理
採捕の種類	大中型まき網	大中型まき網	沖合底びき網	中型まき網	小型底びき網	その他	—
採捕に係る水域	A水域	B水域	C水域	県内D水域で操業	県内全域	県内全域	県内全域
採捕に係る期間	〇月～〇月	〇月～〇月	〇月～〇月	〇月～〇月	〇月～〇月	〇月～〇月	〇月～〇月

2. 管理手法の決定 ※各管理区分に記載されている「管理の手法」はイメージ

管理の手法	漁獲割当て	漁獲量の合計	漁獲量の合計	漁獲量の合計	漁獲努力量の合計	漁獲量の合計	漁獲量の合計

3. 管理数量の設定 ※漁獲可能量は、資源管理目標に従い設定

漁獲可能量	〇〇トン						
管理者ごとの数量	〇〇トン(大臣が管理する数量)			〇〇トン(A県知事が管理する数量)			〇〇トン(B県知事が管理する数量)
管理区分ごとの数量	〇〇トン	〇〇トン	〇〇トン	〇〇トン	〇〇トン(△△隻日)	〇〇トン	〇〇トン

4. 管理の実施

大臣又は知事は、漁獲の状況を踏まえ、管理区分ごとに採捕停止命令等を実施

資源管理⑥（運用に関するQ & A）

TAC種はどのように拡大するのか。TAC魚種については、直ちにIQを導入するのか。

資源管理は、資源管理目標に従い設定される漁獲可能量(TAC)による管理を基本とし、TAC管理は、個別の漁獲割当て(IQ)による管理が基本とするが、TAC種は、資源評価を行った上で拡大していく。その際、関係漁業者等の意見を聴きながら進めていく。

また、IQは、漁獲量の把握体制等の準備が整った漁業種類、操業区域等から順次導入することとしており、同様に関係漁業者等の意見を聴きながら、段階的に進めていく。

IQはどのように配分するのか。

漁獲割当て(IQ)の配分は、船舶等ごとの過去の漁獲実績を基本に、その他の農林水産大臣が定める事項を勘案して、農林水産大臣又は都道府県知事が配分基準をあらかじめ定め、その配分基準に従って配分。

農林水産大臣が定める勘案事項は、IQによる管理を行う管理区分ごとに農林水産省令に定める。

なお、勘案事項や配分基準を定める際は、農林水産大臣の管理区分に係るものについては水産政策審議会、都道府県知事の管理区分に係るものについては海区漁業調整委員会の意見を聴くなど、漁業者など関係者の声を聴いた上で定める仕組みとしている。

IQの移転はどのような場合に認められるのか。特定の漁業者に集中するのではないのか。

漁獲割当て(IQ)の移転は、船舶等とともに移転する場合のほか、農林水産大臣が定める場合に限定しており、具体的には、複数の船舶を有する漁業者がその船舶間で移転する場合などを想定。

移転が認められる場合を定める際は、水産政策審議会の意見を聴くなど、漁業者など関係者の声を聴いた上で定める仕組みとしている。

なお、IQは管理区分ごとに導入するため、沖合漁業者の船舶に管理区分の異なる沿岸漁業者のIQを移転する場合や、不当な集中に至るおそれがある場合は、認可しない。

17

漁業許可①（体系）

- 漁業許可制度は、漁業調整等のため、特定の漁業を営むに当たって、農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、当該漁業を営んではならない制度。
- 適切に漁業を営んでいる者については、生産コストの削減や安全性の向上など、将来展望を持って経営発展に取り組むことができるような制度とする必要。
- このため、許可の体系、許可に係るトン数制限、許可までのプロセスを見直し。

	従 来	今 後
農林水産大臣が許可をする漁業	指定漁業 <ul style="list-style-type: none"> 政府間の取決め、漁場の位置などにより国が統一して漁業者やその使用する船舶について制限を行うことが適当な漁業（現行法第52条） 沖合底びき漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業等（政令に規定） 	大臣許可漁業 <ul style="list-style-type: none"> 政府間の取決め、漁場の区域の広さなどにより国が措置を統一して漁業者やその使用する船舶について制限措置を講ずることが適当な漁業（改正法第36条） 沖合底びき漁業、大中型まき網漁業、遠洋かつお・まぐろ漁業、ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等（省令に規定見込み）
	特定大臣許可漁業 <ul style="list-style-type: none"> 国が統一的規制を行う漁業として、毎年、船舶ごとに農林水産大臣の許可を受けなければ営めない漁業（現行法第65条等） ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等（省令に規定） 	
都道府県知事が許可をする漁業	法定知事許可漁業 <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣が設定する許可隻数等の枠内で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業（現行法第66条） 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業等（法律に規定） 	知事許可漁業 <ul style="list-style-type: none"> 農林水産大臣や都道府県知事が設定する許可隻数等の枠内で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業（改正法第57条） 中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業等（省令に規定見込み） 都道府県知事が定める漁業（規則に規定） ※ 都道府県知事が許可隻数等を設定しない場合は、改正法119条に基づき許可。
	知事許可漁業 <ul style="list-style-type: none"> 法定知事許可漁業以外で都道府県知事の許可を受けなければ営めない漁業（現行法第65条等） 小型まき網漁業、機船船びき網漁業等（規則に規定） 	

18

漁業許可②（漁船のトン数制限）

- 漁業の許可に当たり、総漁獲量をコントロールする目的で、事前に漁業毎に漁船の総トン数（＝漁船の大きさ）と総トン数別の隻数等を定めている漁業種類（指定漁業等）がある。
- こうした制度の下では、漁労機器の性能向上等により総漁獲量は増加する傾向にあることから、許可の際に講ずる資源管理措置の効果には限界があり、また、生産コストの削減、安全性・居住性・作業性の向上、漁獲物の鮮度保持等に向けた漁船の大型化に支障。
- 今後は、操業期間の制限等により漁業調整上支障がない場合、漁獲量の相当部分にIQが導入された漁船については、船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。（第43条）（知事許可も同様）

<従来の漁業別の総トン数>

- ① 指定漁業
 - ・ 沖合底びき網漁業（15～170トン）
 - ・ 以西底びき網漁業（160～170トン）
 - ・ 大中型まき網漁業（15～770トン）
 - ・ 遠洋かつお・まぐろ漁業（120～600トン）
 - ・ 近海かつお・まぐろ漁業（10～120トン）
 - ・ 北太平洋さんま漁業（10～200トン）
 - ・ いか釣り漁業（80～440トン） 他
- ② 特定大臣許可漁業
 - ・ ずわいがに漁業（10～120トン）
 - ・ 東シナ海等かじき流し網漁業（10～200トン）
 - ・ 東シナ海はえ縄漁業（10～20トン） 他

注1:括弧内は実操業船のトン数規模 注2:漁業種類によって、トン数階層を細分化

<従来の指定漁業の規制事項>

■ 許可の公示
漁業の方法、船舶の総トン数、総トン数別の隻数、操業区域

■ 許可の制限条件
操業区域、操業期間、漁業の方法等

■ 指定省令
体長制限、操業区域・期間、漁具・漁法、漁獲物の陸揚港・転載等

■ 協定、団体間の申し合わせ等
局地的な操業区域、操業期間、操業時間（昼間禁止）、投網回数、魚倉容積、一斉休漁日等

（例：大中型まき網漁業の規制）



19

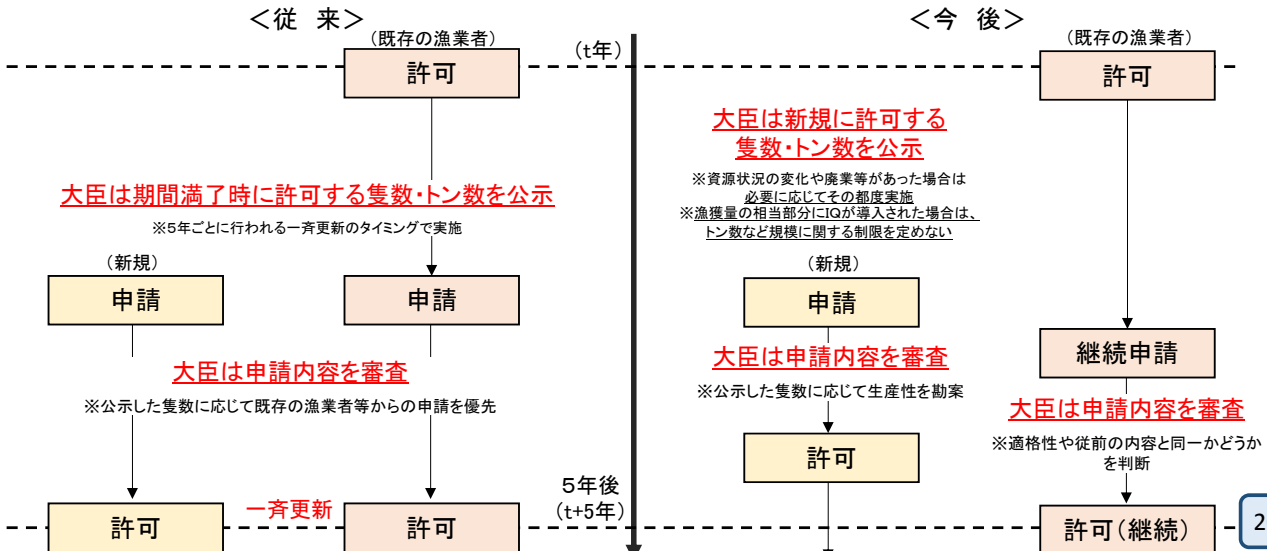
<トン数制限の性格>

漁船の漁獲能力の大きさを反映させるものとして船舶の総トン数ととらえ、全体の総トン数と総トン数別の隻数との関連で許可制を運用するという考え方（漁船の大きさは、魚倉容積、積載漁具、曳網能力を反映）。

漁業許可③（許可までのプロセス）

- 指定漁業の許可の有効期間は原則5年間とされ、5年ごとに許可の更新（いわゆる「指定漁業の一斉更新」）が行われている。
- 従来は、有効期間の満了ごとに資源状況等に鑑みて許可隻数等を定めて公示し、既存の漁業者も含めて申請を受け付けた上で、公示した隻数に応じて既存の漁業者等からの申請を優先して許可。
- 今後は、漁業に関する法令の遵守など適格性を有する既存の漁業者についてはそのまま継続して許可し、新規の許可については資源状況等を踏まえて随時実施。（第43条）（知事許可における既存の漁業者の扱いについては、漁業調整規則において、国の取扱いと同様に定めることが可能。）

大臣許可漁業の継続・新規許可のプロセスに係る現行と今後の比較



20

海面利用制度①（従来の漁業権制度の体系）

- 漁業権制度とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度。
- 漁業権は、漁「場」ではなく、漁「業」を排他的に営む権利であり、免許を受けた漁業を営むことを妨げるもの（漁業権侵害）に対する排除・予防が可能だが、漁業権侵害でない限り、同じ漁場内で他の活動を行うことは可能。
- 漁業権は、①共同漁業権（採貝採藻など）、②区画漁業権（真珠養殖や、特定区画漁業権に基づき営まれる藻類養殖や魚類小割式養殖など）及び③定置漁業権（大型定置など）の3種類に大別。

■ 共同漁業権（存続期間：10年）

- ・ 採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利



■ 区画漁業権（存続期間：5年又は10年）

- ・ 一定の区域において養殖業を営む権利

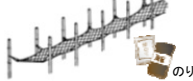
<築堤式養殖>



■ 特定区画漁業権

- ・ 区画漁業権のうち5種類の養殖を営む権利

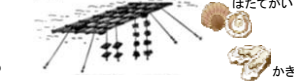
<ひび建て養殖>



<藻類養殖>



<垂下式養殖>



<小割り式養殖>

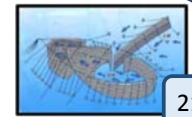


※このほか、第三種区画漁業たる貝類養殖業



■ 定置漁業権（存続期間：5年）

- ・ 大型定置（身網の設置水深が原則27m以上の定置）等を営む権利
- ※ 小型定置は、共同漁業権等に位置付け。



21

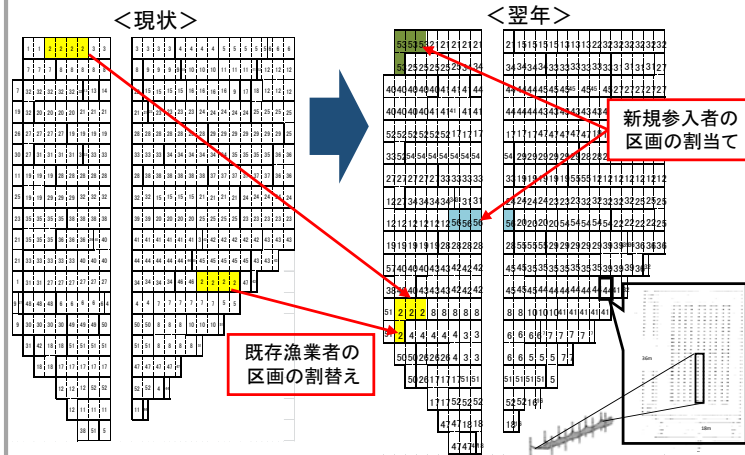
海面利用制度②（特定区画漁業権の現状）

- 養殖業の中には、大規模な資本や特殊な技術等を要する真珠養殖業等だけでなく、資本の規模から参入が容易であることから狭い漁場において多数の漁業者により営まれており、漁場を効率的に活用する上で、漁業者間の漁場利用の調整が非常に重要となるものもある。
- こうした漁業については特定区画漁業権として免許することとしており、具体的には、藻類養殖や小割り式養殖など5種類を法律で規定。
- 技術の進展等に伴い大規模な設備投資等が必要となる魚類養殖業や、廃業に伴う集約化等により少数の漁業者が養殖業を営んでいるケースも各地で見られる。

従来の特定区画漁業権に基づく多様な養殖例

多数の漁業者が養殖を営んでおり、漁業者の経営状況や漁場内の条件差等を踏まえた区画の配分などの利用調整が求められるケース

(例)有明海におけるのり養殖(イメージ)



廃業に伴う集約化等により、少数の漁業者が養殖業を営んでいるケース

(例)ブリ・カンパチ養殖
(養殖業者：(株)桜島養魚等)

地元の漁業生産組合がブリ・カンパチ等を養殖していたが、当該組合は経営難となり廃業。

その漁場を引き継ぐ形で、マルハニチロ(株)が、(株)桜島養魚を設立し参入。

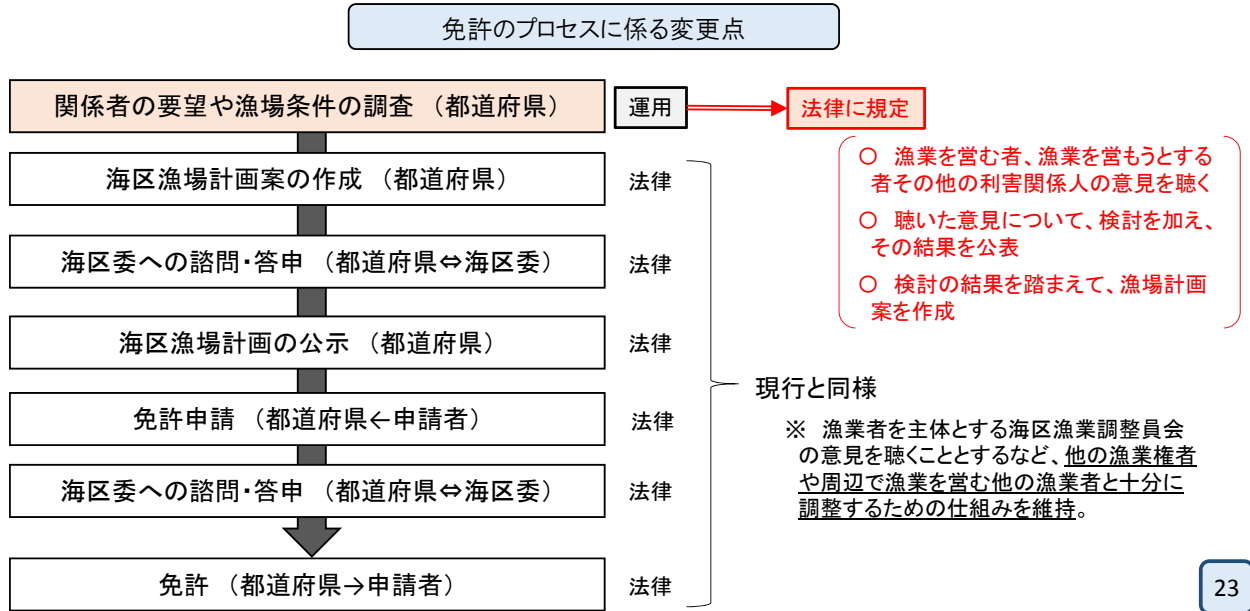
鹿児島県鹿児島市



22

海面利用制度③（免許までのプロセスの見直し）

- 都道府県は、立体的・重複的に利用されている水面を最大限に活用し、漁業生産力を発展させるため、漁業権の免許に先立って、事前に免許の内容等（漁場の区割り、漁業種類、漁業時期、免許予定日、申請期間等）を定めた計画（いわゆる「漁場計画」）案を策定。
- 都道府県は、あらかじめ、その必要と考える範囲の関係者（地元漁業者など）から要望を聴いた上で、計画案を策定。その後、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、決定・公示。
- 今後は、現行のプロセスを維持した上で、免許のプロセスを透明性を向上させるため、関係者からの要望聴取・その結果の公表を法律で義務づけ。（第64条）

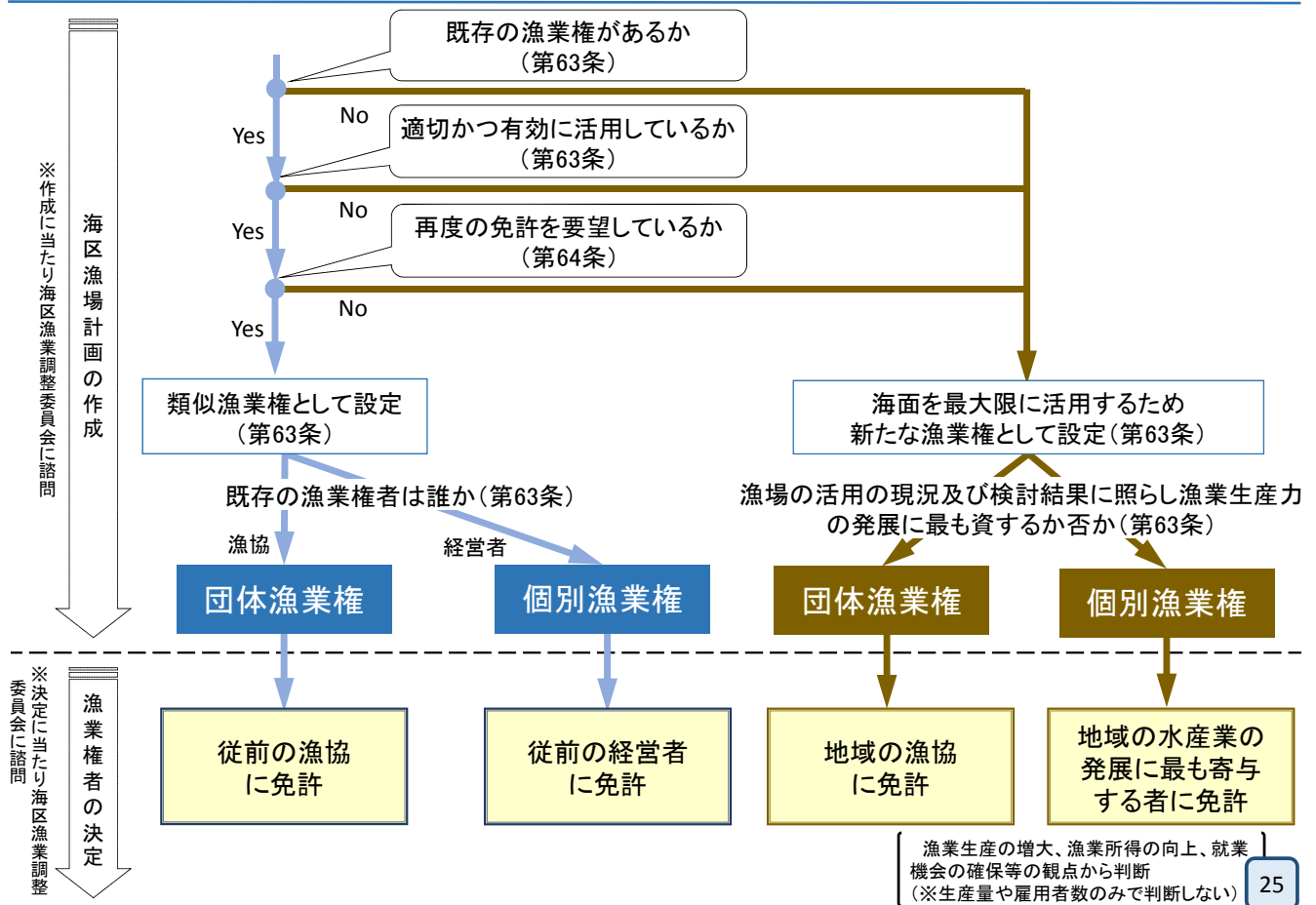


海面利用制度④（免許の優先順位の見直し）

- 従来の制度は、法律で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定。
- 本制度は、自ら漁業を営まない者による漁場利用の固定化の防止に寄与してきた反面、漁業権の存続期間満了時に、優先順位のより高い別の者が申請してきた場合には、現に漁業を営んでいる既存の漁業権者が再度免許を受けられないこととなるため、経営の持続性・安定性を阻害しかねない状況。
- 今後は、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者については、優先して免許。（第73条）

	従 来	今 後
共同漁業権	漁協(管理)	漁協(管理)
定置漁業権	漁業者 ①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者 以下14位まで法定	漁業者 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)
区画漁業権	漁業者 (真珠養殖業) ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者 以下6位まで法定 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民 以下36位まで法定	団体漁業権 : 漁協(管理) 個別漁業権 : 漁業者 漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)
特定区画漁業権 漁業者間の調整が必要な5養殖業を法定	漁協(管理)・漁業者 ①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定	※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定。

海面利用制度⑤（区画漁業権の設定・免許の流れ）



海面利用制度⑥（運用に関するQ & A）

「適切かつ有効」は、どのような場合に該当するのか。

- 「適切かつ有効」に活用している場合とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産を行い、将来にわたって過剰な漁獲を避けつつ、持続的に生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。
- 具体的には、
 - ① 漁場利用や資源管理に係るルールを遵守した操業がされている場合は「適切かつ有効」に該当することとなる。
このため、漁協が管理する漁場において、漁協が漁業権行使規則に基づいて組合員が適切な資源管理を行いながら持続的に漁業生産力を高めるように漁業を行っている場合など漁協本来の取組が適切に行われている場合は、「水域を適切かつ有効に利用している場合」に該当。
 - ② 一方で、改正漁業法（第91条第1項）では、漁業権者が「漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき」または「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき」は知事による指導・勧告の対象となる。
これらの状態にない場合や、仮に指導・勧告を受けても是正された場合には「適切かつ有効」に該当することとなる。（なお、知事が指導・勧告をする場合は、その都度、海区漁業調整委員会の意見を聴くことになっている。）
- また、仮に漁場の一部が利用されていない場合でも、
 - ① 漁場の潮通しを良くする目的や輪番で漁場を使用するため利用していない
 - ② 資源管理のために漁業活動を制限している
 - ③ 漁船の修繕や病気やけがなどで出漁していない
 など合理的な理由があるものについては「適切かつ有効」な利用として扱われる。
- 実際には、地域の漁業に精通する都道府県が実態に即して判断することとなるが、その際の具体的な基準については、国が都道府県の意見を聴いた上で、技術的助言（ガイドライン）として都道府県に示す。

「地域の水産業の発展に最も寄与」は、どのような場合に該当するのか。

- 1 漁場計画において、新たに個別漁業権として設定されたものについて複数の免許申請があった場合には、漁業生産の増大、漁業所得の向上、就業機会の確保等をはじめ、地域の水産業の発展に寄与するかどうかの観点から判断し、最も寄与すると判断される者が免許を受けることとなる。
- 2 具体的には、
 - ① 生産量や就業者数の見込みがどうなるのか
 - ② 地域の漁業者との調和がとれるのかどうか
 - ③ 地元の水産物の流通・加工により影響を与えるのかなども考慮して、免許する者の判断を行うことが想定。
- 3 実際には、地域の漁業に精通する都道府県が実態に即して判断することとなるが、国及び都道府県は、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決の責務を有し、漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときに漁業権の設定をすることを都道府県に義務付けることとしており、その際の具体的な基準については、国が都道府県の意見を聴いた上で、技術的助言(ガイドライン)として都道府県に示す。

新たに漁業権を設定する場合は、地元の漁業者の意向は反映されるのか。企業が優先されるのではないのか。

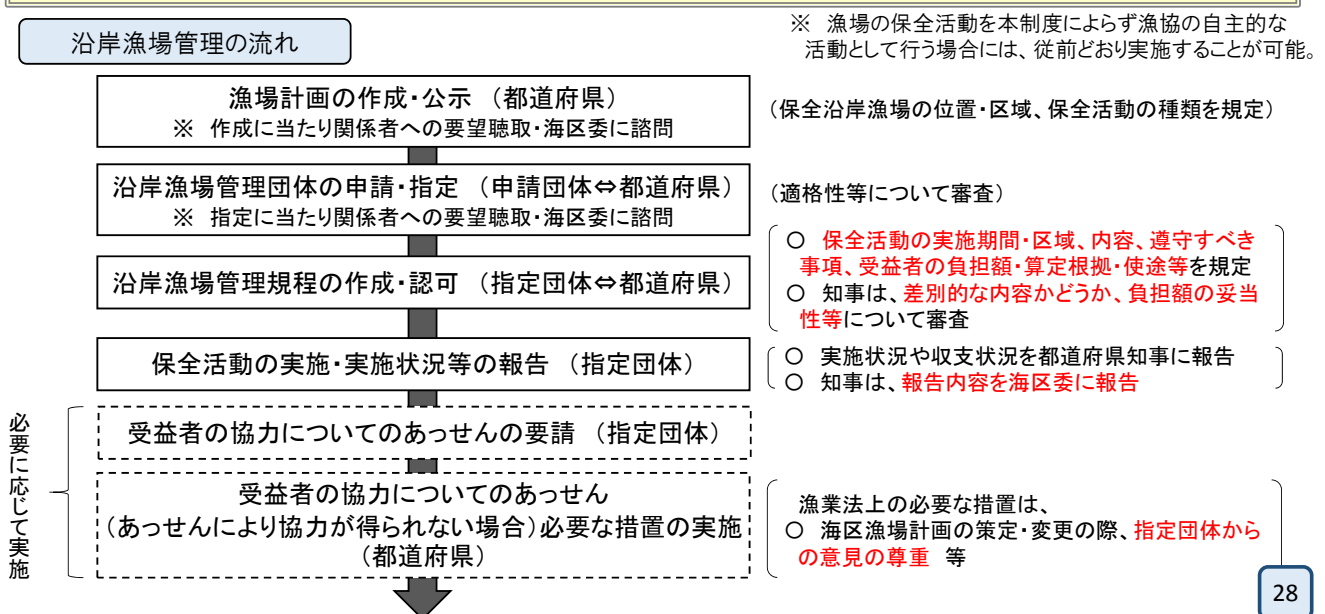
- 1 知事は、漁業権を免許する前提となる海区漁場計画を策定する際は、利害関係を有する地元漁業者等の意見を聴いた上で、紛争の防止が図られるなど、漁業調整に支障を及ぼさないように漁業権を設定することが義務付けられている。このため、地元の漁業者や漁協の意向も踏まえた判断が行われるものと考えている。
- 2 また、新たな漁業権を設定する場合は、都道府県が漁業者等の意見を聴いて、地理的な条件や漁業者の数、養殖しようとする対象魚種などを考慮した上で、漁業権を設定することが適当と判断したときに海区漁場計画に記載することになる。
- 3 この場合、漁協が免許を受けて組合員間の調整を図りながら漁場を利用した方が漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、漁場計画を作成する段階において、漁協・漁連に免許する団体漁業権として設定することとなる。したがって、法律上、企業が優先されるという仕組みになっていない。

27

海面利用制度⑦（沿岸漁場管理の実施）

- 沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動は、良好な漁場を維持し、漁業生産力の発展に資するものであり、漁場を利用する者が広く裨益する様々な活動を実施。
- こうした保全活動は従来から漁協が組合員のための事業として実施し、要する費用については任意で漁協が組合員以外の企業などからも協力金等として徴収。また、協力金等の徴収根拠等については、一部の企業から不透明との指摘もある。
- 今後は、都道府県知事の管理の下で、こうした保全活動を透明性を向上させて持続的に実施できるようになる。さらに、保全活動による受益者の協力が得られない場合は都道府県知事にあっせんを求め、都道府県知事はあっせんや必要な措置を講ずることとなる。(第109条～第116条)

沿岸漁場管理の流れ



28

海区漁業調整委員会①（従来の制度の概要）

- 海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となった漁業秩序をつくる観点から設置。
- 漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示などの法律に基づく権限を有する。また、委員の人数や選任方法など委員会の構成も法律に規定。

海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等について、大臣が定めた海区ごとに設置。

28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では数海区設置され、全国で64海区。

※「海面等」には、海面のほか、海面として指定された琵琶湖等の湖沼を含む。

海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者と漁業従事者が主体となった漁場秩序をつくる観点から、以下の権限を有する。

（主な権限）

- 漁場計画の策定、漁業権の免許、TAC法^(※)に基づく都道府県基本計画の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、意見をいう (※)海洋生物資源の保存及び管理に関する法律
- 漁業調整のために、関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をする
- 入漁権の設定、変更、消滅についての裁定を行う
- 土地等の使用について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定する

漁業調整委員会の構成

海区漁業調整委員会は、漁民委員、学識経験委員、公益代表委員の計15名から構成。

- ・漁民委員 : 9名（海区内に住所を有する漁業者等による選挙により選任）
※前回選挙の実績：有権者総数23.7万人、64海区のうち8海区で実施
- ・学識経験委員・公益代表委員 : 6名（知事により選任）

※ 大臣が指定する海区の委員は10名（漁民委員6名、学識経験委員・公益代表委員4名）

29

海区漁業調整委員会②（委員構成・選任方法等の見直し）

- 海区漁業調整委員会の漁業者委員の選任は公選制としているが、
 - ① 選挙をすれば、漁業者等の多い地区や漁業種類から選ばれやすく、投票実施率が低い（1割程度）
 - ② 学識経験委員として本来漁業者委員の対象となる漁業者を選任するケースがある
 - ③ 選挙を実施しなくとも選挙人名簿の調製等の行政コストが発生等の問題がある。
- 今後は、漁業者等を主体とする漁業調整委員会の組織・機能を維持した上で、漁業者からの推薦に基づく知事選任制とし、条例で漁業者委員の数を増加を可能とする。（第137条～第139条）

委員構成・選任方法等に係る現行と今後の比較

		従 来	今 後
権限		○ 漁場計画の策定、漁業権の免許等について、知事への意見 ○ 漁業調整のための指示 等	○ 都道府県資源管理方針の策定、漁場計画の策定、漁業権の免許、沿岸漁場管理団体の指定等について、知事への意見 ○ 漁業調整のための指示 等
議事の決定		過半数	過半数
委員構成	総数	15名(10名)※	15名 (条例により10~20名の間で変更可)
	漁業者等委員	9名(6名)※	過半数以上 (総数15名の場合、最大13名まで可)
	学識経験 公益代表委員	6名(4名)※ ※ 括弧内は大臣が指定する海区の人数	資源管理・漁業経営に学識経験を有する者 利害関係を有しない者は必須
委員の 選任方法	漁業者等委員	公選	知事選任（議会の同意）
	学識経験 公益代表委員	知事選任	知事選任（議会の同意）

<経過措置>

- 現在の委員の任期は、平成33年3月末まで延長
- 改正漁業法施行前でも欠員が生じた場合は選挙を実施せず、改正後の選任方法によって知事が選任

漁業者団体等からの公募や選定委員会の設置等により、漁業の実態に合った委員を高い公平性・透明性の下で選任

30

密漁対策

- 近年、ナマコ等の特定の水産動植物については、不正な経済的利益を得ることを目的として、組織的・広域的な密漁が繰り返されており、漁業の生産活動や水産資源に相当の影響。
- 現行の罰則では抑止効果が不十分。
- 今後は、特定の水産動植物の採捕や密漁品の授受を新たに禁止し、個人に対する最高額の罰金(3,000万円)を適用。無許可操業や漁業権侵害の罰金も引上げ(第189条、第190条、第195条)

漁業法における罰則の現行と今後

違反内容	懲役刑	罰金刑	
特定の水産動植物を採捕した場合、密漁品を取得する等した場合 ※対象となる水産動植物は省令に規定	—	—	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">【罰則の新設】 3年以下の懲役 3,000万円以下の罰金</div>
省令に基づく大臣許可漁業又は調整規則に基づく知事許可漁業を無許可で営んだ場合 (例) ・大臣許可の場合：ずわいがに漁業、東シナ海はえ縄漁業等 ・知事許可の場合：小型まき網漁業、機船船びき網漁業、潜水器漁業 等	3年	200万円	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">【罰則の引上げ】 300万円</div>
漁業権又は漁協の組合員の漁業を営む権利を侵害 (例) 漁業権設定区域における一般遊漁者によるサザエ、イセエビ等の採捕	—	20万円	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; color: red; font-weight: bold;">【罰則の引上げ】 100万円</div>

31

漁業協同組合①（現状と課題）

- 漁協は、漁業者の協同組織として、組合員のために漁獲物の販売等の事業を実施し、漁業者の経営の安定に寄与するとともに、漁業権の管理等の公的な役割も担っている。
- 組合員の減少が進む中、未だ零細な漁協も多く、漁協がその役割を発揮していくためには、さらなる事業・経営基盤の強化が必要。
- 漁協の販売事業については、自ら開設した産地市場での販売が中心になっているが、小売業者との直接取引や地産地消の推進、ブランド化等による付加価値の向上に取り組む漁協も増えてきており、漁業者の所得向上のため、こうした取組の拡大が重要。

漁協の部門別事業損益の推移

＜沿海地区漁協、1組合当たり＞(単位:百万円)

年度	販売	購買	指導	製氷・冷凍	信用	漁業自営	共済
24	7.8	0.4	▲ 1.1	▲ 5.1	▲ 14.7	7.2	▲ 2.2
25	11.1	▲ 0.3	1.2	▲ 2.8	▲ 10.3	14.7	▲ 2.3
26	12.5	▲ 0.2	1.3	▲ 2.9	▲ 10.6	24.9	▲ 2.4
27	17.6	1.1	1.1	▲ 2.1	▲ 16.4	28.3	▲ 2.3
28	16.7	1.2	1.0	▲ 1.8	▲ 15.8	25.1	▲ 2.5

注1：事業別実施組合数(28年度、沿海地区漁協960組合)
販売796漁協、購買851漁協、指導942漁協、製氷・冷凍592漁協、信用78漁協、漁業自営197漁協、共済669漁協
注2：1組合あたりは、それぞれの事業毎の実施組合数の中で算出したもの。
出典：水産庁「水産業協同組合統計表」、「水産業協同組合年次報告」

漁協の組合数・組合員数の推移

	S30年度	S55年度	H元年度	H18年度	H28年度
沿海地区漁協数	3,153	2,174	2,136	1,267	960
組合員数	—	578,722	540,668	395,206	302,031
(1組合当たり)		268.5	256.4	315.7	322.0

出典：水産庁「水産業協同組合年次報告」「水産業協同組合統計表」

漁協の正組合員数(平成28年度)

1組合当たりの正組合員数	組合数	割合
～ 49人	354	37.7%
50～ 99人	230	24.5%
100～199人	187	19.9%
200～499人	127	13.5%
500～999人	26	2.8%
1000人～	14	1.5%
1組合当たりの平均正組合員数	150.49人	—

32

漁業協同組合②（水協法の主な改正点）

- 今回の水産政策の改革において、適切な資源管理の実施等により漁業者の所得向上の実現に向けて取り組んでいく上で、漁協がその役割をより一層発揮していくことが期待されている。漁協の事業・経営基盤の強化を図ることは、漁業者の所得向上だけでなく、新たな資源管理・漁業権制度に円滑に対応していく上でも重要。
- このため、漁協の役割として漁業者の所得向上を明記するとともに、漁協の理事に販売の専門能力を有する者を1人以上登用する旨を規定。今回の改正を契機として、全国の漁協で、地域の実情に応じ、創意工夫により付加価値向上の取組が展開されることを期待。
- また、信用事業の健全性の確保を図るため、他の金融機関と同様に、信漁連・一定規模以上の漁協に公認会計士監査を導入。

漁協の役割(第11条の2)

漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない。

販売事業に係る理事の要件(第34条)

販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。

- ・ 外部登用は義務付けない
- ・ 漁協職員として販売事業を担当してきた者など内部登用も可能
- ・ 常勤・非常勤も問わない
- ※ 販売事業を実施しない漁協は対象外
- ※ 法施行後3年以後最初に招集される通常総会の終了時まで、改正後の規定を適用しない

公認会計士監査への移行(第41条の2、附則第26条)

<対象>

全ての信漁連及び貯金等合計額 200億円以上の漁協
(参考)農協

信漁連	28	信農連	32
県一漁協	5	県一農協	4
単位漁協	2	単位農協	587

- ※ 「貯金等合計額」とは、貯金及び定期積金の合計額
- ※ 平成29年度末時点

<移行準備について>

- ・ 法律上、全漁連監査から公認会計士監査への移行期間(法施行から4年を超えない範囲)を設定
- ・ 法律の附則の配慮事項で、政府は公認会計士監査への移行に関し、「組合の実質的な負担が増加することがないこと」と明記
- ・ 予算措置により、公認会計士監査の対象となる漁協等に対して、内部統制改善のため、コンサルタントの派遣等を支援。

33

漁業協同組合③（水協法改正の概要）

(1) 漁協の役割の明確化及び事業実施体制の強化

○ 漁協の役割の明確化等

- ・ 漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨規定する。(第11条の2関係)

○ 沿岸漁場管理事業の法定化

- ・ 漁業法において、都道府県知事が沿岸漁場管理団体を指定することができる制度が創設されることを受け、沿岸漁場管理に係る事業を、漁協等の事業として規定する。(第11条・第87条関係)

○ 漁協の役員要件の見直し

※ 法施行後3年以後最初に招集される通常総会の終了時より適用

- ・ 販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者でなければならない。また、漁協は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが生じないように配慮するものとする。(第34条関係)

○ 一定規模以上の漁協等に対する公認会計士監査の導入

※ 法施行から4年を超えない範囲で政令で定める日より適用

- ・ 信漁連及び一定規模以上(貯金等合計額200億円以上)の漁協について、現行の全国漁業協同組合連合会による監査に代わり、公認会計士による会計監査を義務付ける。(第41条の2関係)
- ・ なお、公認会計士監査への移行に際し、実質的な負担が増加することがないこと等、政府が適切な配慮をする旨を法律附則に規定する。(附則第26条関係)

○ 連合会による会員への助言等の事業

- ・ 連合会は、会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業並びに会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整の事業を行うことができることとする。
- ・ また、全国連合会は、当該全国連合会を間接に構成する組合又は連合会の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業を行うことができることとする。また、当該全国連合会を直接又は間接に構成する組合又は連合会に対して団体漁業権に係る漁場の利用に関する業務及び漁場の管理に関する業務の適正化を図るために必要な取組を行うことを求めることができることとする。(第87条関係)

(2) 内水面組合制度の見直し

- ・ 内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合(内水面組合)における個人の正組員資格を、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が年間30日から90日までの間で定款で定める日数を超える者とする。(第18条第2項関係)
- ・ 内水面組合は、その選択により、正組員資格を漁業者又は漁業者及び漁業従事者のみに限定することができることとする。(第18条第3項関係)

(3) 漁業生産組合制度の見直し

※ 平成31年4月1日より施行。

○ 設立要件・理事等の要件の緩和等

- ・ 漁業生産組合の設立・存続等に係る人数要件を、漁民7人以上から漁民3人以上に緩和する等、設立、解散及び合併に関する規定を整備する。
- ・ また、理事の人数要件を、3人以上から1人以上とするとともに、監事の設置を任意とする。(第83条の2・第85条の2～第85条の5関係)

○ 組織変更規定の新設

- ・ 漁業生産組合は、その選択により、株式会社に組織変更ができることとし、その手続を定める。(第86条の2～第86条の13関係)

(4) その他

- ・ 活動実態のない組合について、強制的に解散させる「みなし解散」制度を導入。(第68条の2関係)

【施行期日】

- ・ 漁業生産組合等の規定以外は、法律の公布(平成30年12月14日)から2年を超えない範囲内で政令で定める日(漁業法改正法の施行日と同日)。

34

漁業法等の一部を改正する等の法律の概要について

平成30年12月
農 林 水 産 省

趣旨

漁業は国民に対し水産物を供給する使命を有しているが、水産資源の減少等により生産量や漁業者数は長期的に減少傾向。他方、我が国周辺には世界有数の広大な漁場が広がっており、漁業の潜在力は大きい。

適切な資源管理と水産業の成長産業化を両立させるため、資源管理措置並びに漁業許可及び免許制度等の漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直す。

法律の内容

I 漁業法の一部改正

第1 総則

1 目的

この法律は、漁業が国民に対して水産物を供給する使命を有し、かつ、漁業者の秩序ある生産活動がその使命の実現に不可欠であることに鑑み、水産資源の保存及び管理のための措置並びに漁業の許可及び免許に関する制度その他の漁業生産に関する基本的制度を定めることにより、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、もって漁業生産力を発展させることを目的とする。 (第1条関係)

2 国及び都道府県の責務

国及び都道府県は、漁業生産力を発展させるため、水産資源（一定の水面に生息する水産動植物のうち有用なものをいう。）の保存及び管理を適切に行うとともに、漁場の使用に関する紛争の防止及び解決を図るために必要な措置を講ずる責務を有する。 (第6条関係)

第2 水産資源の保存及び管理

1 資源管理の基本原則

(1) 水産資源の保存及び管理は、漁獲可能量による管理を行うことを基本としつつ、必要な場合には、漁獲可能量による管理以外の手法による管理を合わせて行うものとする。 (第8条関係)

(注)「漁獲可能量」とは、最大持続生産量を実現することを目的として、資源評価に基づき、管理年度において採捕することができる数量の最高限度として水産資源ごとに農林水産大臣が定める数量をいう。

(2) 漁獲可能量による管理は、管理区分（特定の水域及び漁業の種類その他の事項によって構成される区分）ごとに、漁獲可能量を配分し、その漁獲可能量を超えないように漁獲量の管理を行うものとする。

(第8条第2項関係)

- (3) 漁獲量の管理は、それぞれの管理区分において、水産資源を採捕しようとする者に対し、船舶等（船舶その他の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備をいう。）ごとに当該管理区分に係る漁獲可能量の範囲内で水産資源の採捕をすることができる数量を割り当てること（以下「漁獲割当て」という。）により行うことを基本とする。

(第8条第3項関係)

- (4) 漁獲割当てを行う準備の整っていない管理区分における漁獲量の管理は、当該管理区分において水産資源を採捕する者による漁獲量の総量を管理することにより行うものとする。 (第8条第4項関係)

- (5) (4)の場合において、水産資源の特性等により漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないと認められるときは、当該管理に代えて漁獲努力量（漁ろう作業量であって、操業日数その他の農林水産省令で定める指標によつて示されるもの）の総量の管理を行う。

(第8条第5項関係)

2 水産資源の調査及び評価

- (1) 農林水産大臣は、海洋環境に関する情報、水産資源の生息又は生育の状況に関する情報、採捕及び漁ろうの実績に関する情報その他の資源評価を行うために必要となる情報を収集するための調査（以下「資源調査」という。）を行うものとする。資源調査を行うに当たっては、人工衛星に搭載される観測用機器、船舶に搭載される魚群探知機その他の機器を用いて、情報を効率的に収集するよう努めるものとする。

(第9条第1項・第2項関係)

- (2) 農林水産大臣は、資源調査の結果に基づき、最新の科学的知見を踏まえて資源評価を実施するものとする。 (第9条第3項関係)

3 資源管理基本方針

- (1) 農林水産大臣は、資源評価を踏まえて、資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）を定めるものとする。資源管理基本方針を定めようとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならないものとする。 (第11条関係)

(資源管理基本方針に定める事項)

- ① 資源管理に関する基本的な事項
- ② 資源管理の目標（資源管理目標）
 - ア 最大持続生産量を実現するために維持し、又は回復させるべき目標となる値（目標管理基準値）
 - イ 資源水準の低下によって最大持続生産量の実現が著しく困難になることを未然に防止するため、その値を下回った場合には資源水準の値を目標管理基準値にまで回復させるための計画を定めることとする値（限界管理基準値）
- ③ 特定水産資源（漁獲可能量による管理を行う水産資源）ごとの大臣管理区分、国・都道府県への配分の基準
- ④ 漁獲量の管理の手法に関する事項 等

- (2) 資源管理基本方針を定めるに当たっては、国際的な枠組みにおいて

行われた資源評価、国際的な枠組みにおいて決定されている資源管理に関する事項を考慮しなければならない。(第13条関係)

- (3) 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針を定めるものとする。当該方針を定めようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。(第14条関係)

4 漁獲可能量による管理

- (1) 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、漁獲可能量、その内訳として各都道府県及び大臣管理区分に配分する数量を定める。(第15条関係)
- (2) 都道府県知事は、配分量について知事管理区分ごとに管理する漁獲可能量等を定める。(第16条関係)
- (3) 特定水産資源を採捕した者は、農林水産省令又は規則で定めるところにより、大臣管理区分にあつては農林水産大臣、知事管理区分にあつては都道府県知事に報告しなければならない。(第26条・第30条関係)

5 漁獲割当てによる漁獲量の管理

- (1) 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分(漁獲割当管理区分)において、漁獲割当ての対象たる特定水産資源を採捕しようとする者は、船舶等ごとに漁獲割当ての割合(漁獲割当割合)の設定を求めることができる。(第17条第1項関係)
- (2) 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁獲実績等を考慮してあらかじめ基準を定め、これに従って漁獲割当割合の設定を行う。(第17条第3項関係)
- (3) 農林水産大臣又は都道府県知事は、管理年度ごとに、漁獲割当割合の設定を受けた者(漁獲割当割合設定者)に対して、年次漁獲割当量を設定する。(第19条関係)
- (※年次漁獲割当量＝当該管理年度において漁獲割当管理区分に配分された漁獲可能量
× 漁獲割当割合)
- (4) 漁獲割当割合は、船舶等とともに譲り渡す場合等であつて、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転をすることができる。(第21条関係)
- (5) 年次漁獲割当量は、他の漁獲割当割合設定者に譲り渡す場合等であつて、農林水産大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに限り、移転することができる。(第22条関係)
- (6) 年次漁獲割当量設定者でなければ、漁獲割当ての対象となる特定水産資源を目的として採捕してはならず、年次漁獲割当量設定者は、年次漁獲割当量を超えて採捕してはならない。(第25条関係)
- (7) 農林水産大臣又は都道府県知事は、年次漁獲割当量設定者が年次漁獲割当量を超えたときは停泊命令を発出するとともに、年次漁獲割当量の控除又は漁獲割当割合の削減を行うことができる。

第3 許可漁業

1 大臣許可漁業

- (1) 船舶により行う漁業であって農林水産省令で定めるものを営もうとする者は、船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければならない。
(第36条第1項関係)
- (2) (1)の農林水産省令は、漁業調整（特定水産資源の再生産の阻害の防止若しくは特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理又は漁場の使用に関する紛争の防止のために必要な調整）のため漁業者及びその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があり、かつ、政府間の取決めが存在すること、漁場の区域が広域にわたること等の事由により当該措置を統一して講ずることが適当であると認められる漁業について定めるものとする。
(第36条第2項関係)
- (3) 大臣許可漁業の許可を受けた者は、資源管理を適切にするために必要な取組を自ら行うとともに、漁業の生産性の向上に努めるものとする。
(第37条関係)
- (4) 農林水産大臣は、許可又は起業の認可をしようとするときは、当該大臣許可漁業を営む者の数、船舶の数、操業の実態等を勘案して、許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数、操業区域、漁業時期等の制限措置の内容及び申請期間を公示しなければならない。
(一斉更新制は廃止し、新規許可や更新許可は随時行う。)
(第42条関係)
- (5) 農林水産大臣は、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕を通常伴うと認められる大臣許可漁業について、(4)の公示をするに当たっては、漁獲割当ての対象となる特定水産資源の数量の占める割合が農林水産大臣が定める割合を下回ると認められる場合を除き、船舶の数及び船舶の総トン数その他の船舶の規模に関する制限措置を定めないものとする。
(第43条関係)
- (6) 許可を受けた者は、資源管理の状況、漁業生産の実績等を農林水産大臣に報告しなければならないこととする。農林水産大臣は、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機の備付け等を命ずることができる。
(第52条関係)
- (7) 農林水産大臣は、許可を受けた者が許可漁業を適確に営むに足りる生産性を有さないこととなったときは、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとし、勧告に従わないときは、許可の取消し等を命ずることができる。
(第53条・第54条関係)

2 知事許可漁業

- (1) 大臣許可漁業以外の漁業であって農林水産省令又は規則（都道府県規則）で定める漁業を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
(第57条第1項関係)
- (2) (1)の農林水産省令は、都道府県の区域を越えた広域的な見地から、

農林水産大臣が漁業調整のため漁業者又はその使用する船舶について制限措置を講ずる必要があると認める漁業について定めるものとする。
(第57条第2項関係)

(3) 農林水産大臣は、(1)の農林水産省令で定める漁業について、都道府県の区域を越えた広域的な見地から、都道府県が許可することができる船舶等の数その他の事項を定めることができる。

(第57条第7項関係)

(4) 知事許可漁業については、大臣許可漁業に関する所要の規定を準用する。

(第58条関係)

第4 漁業権及び沿岸漁場管理

1 海区漁場計画

(1) 都道府県知事は、その管轄に属する海面について、5年ごとに、海区漁場計画を定め、当該海区に設定する漁業権及び保全沿岸漁場（水産動植物の生育環境の保全・改善等の活動を計画的に実施する必要があるものとして知事が定めるもの）について、それぞれ必要な事項を定めるものとする。

(第62条関係)

(海区漁場計画に定める事項)

① 漁業権に関する事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業種類

ハ 漁業時期

ニ 区画漁業権については、個別漁業権又は団体漁業権の別

等

② 保全沿岸漁場に関する事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 保全活動の種類

等

(2) 海区漁場計画は次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

① 海区に係る海面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように漁業権が設定されていること

② 海区漁場計画の作成の時に於いて、適切かつ有効に活用されている漁業権があるときは、漁場の位置等がおおむね等しいと認められる漁業権が設定されていること

③ 漁場の活用の現況及び漁場計画の案について出された意見の検討結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること

④ 保全沿岸漁場が漁業権の内容たる漁業に係る漁場の使用と調和しつつ、水産動植物の生産環境の保全及び改善が適切に実施されるように設定されていること

(第63条関係)

2 海区漁場計画の作成手続等

(1) 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、当該海区において漁業を営む者、営もうとする者等の意見を聴き、当該

意見の内容について検討を加え、その結果を公表するなどの手続を経なければならない。(第64条第1項・第2項関係)

- (2) 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。海区漁業調整委員会は、意見を述べようとするときは、公聴会を開き、漁業者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。(第64条第4項・第5項関係)

3 農林水産大臣の助言等

農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、我が国の漁業生産力の発展を図るため特に必要があると認めるときは、都道府県知事に海区漁場計画の案を修正すべき旨の助言をすることができる。また、助言した事項について特に必要があると認めるとき、及び都道府県の区域を超えた広域的な見地から漁業調整のために特に必要があるときは、都道府県知事に漁場計画の変更等を指示できる。(第65条・第66条関係)

4 漁業権の免許等

- (1) 漁業権とは、定置漁業権、区画漁業権及び共同漁業権とする。(第60条関係)
- (2) 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、都道府県知事に申請しなければならない。(第69条関係)
- (3) 団体漁業権の内容たる漁業の免許について適格性を有する者は、当該団体漁業権の関係地区の全部又は一部をその地区内に含む漁業協同組合又は漁業協同組合連合会であって、次に定めるものとする。(第72条関係)
- 一 現に存する区画漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置等がおおむね等しいと認められるものとして設定される区画漁業権 組合員のうち関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し当該漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの
 - 二 一以外の団体漁業権(共同漁業権を含む。) その組合員のうち関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数が、関係地区内に住所を有し1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯の数の3分の2以上であるもの
- (4) 都道府県知事は、同一の漁業権についての免許の申請が複数あるときは、次に定める者に対して免許をする。(第73条関係)
- ① 漁業権の存続期間の満了に際し、漁場の位置及び区域並びに漁業の種類が当該満了する漁業権(満了漁業権)とおおむね等しいと認められる漁業権について満了漁業権を有する者による申請がある場合であって、その者がその漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合 当該者
 - ② ①に掲げる場合以外の場合 免許の内容たる漁業による漁業生産の増大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者

- (注)「適切かつ有効」とは「漁場の資源状況等に適合するように、過剰な漁獲を避けて漁業を行いつつ、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように活用すること」(国の技術的助言を想定)
- (5) 免許の申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。(第70条関係)

5 漁業権者の責務等

- (1) 漁業権者は、当該漁業権漁場を適切かつ有効に活用するよう努める責務を有するとともに、当該漁場の活用状況等を都道府県知事に報告しなければならない。知事は漁業権者から報告を受けた事項につき、海区漁業調整委員会に対し必要な報告をするものとする。
(第74条・第90条関係)
- (2) 都道府県知事は、漁業権者が漁場を適切に利用しないことにより他の漁業者の生産活動に支障を及ぼしているとき、合理的な理由なく漁場の一部を使用しないと認めるときは、必要な指導、勧告を行うものとする。当該勧告に従わない場合には、漁業権を取り消すことができるものとする。
(第91条・第92条関係)
- (3) 漁業権の存続期間は従前どおりとする。(定置漁業権・区画漁業権(真珠養殖業等を除く)は5年、共同漁業権・真珠養殖業等の区画漁業権は10年)
(第75条関係)
- (4) 個別漁業権についての抵当権の設定は、都道府県知事の認可を受けなければ効力を生じない。都道府県知事が認可をしようとするときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。抵当権者が権利を実行する場合は都道府県知事の認可を受けるとし、知事は適格性のある者への移転でなければ認可をしてはならない。
(第78条・第79条関係)
- (5) 漁業権行使規則は、団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会において、団体漁業権ごとに制定するものとする。漁業権行使規則は、当該漁業権行使規則を制定した漁業協同組合又は漁業協同組合連合会の組合員以外の者に対しては、効力を有しない。
(第106条関係)

(漁業権行使規則の規定事項)

- ① 組合員行使権を有する者(組合員行使権者という。)の資格
- ② 団体漁業権の内容たる漁業を営むべき区域・期間・漁業の方法など遵守すべき事項
- ③ 漁協又は漁協連合会が組合員行使権者に金銭を賦課するときはその額

- (6) 団体漁業権を有する漁業協同組合がその漁業権に係る総会の部会を設けているときは、漁業権の取得について総会の権限を行うことができる。
(第107条関係)

6 沿岸漁場管理

- (1) 都道府県知事は、海区漁場計画に基づき、保全沿岸漁場ごとに、漁

業協同組合等であって一定の基準に適合するものをその申請により沿岸漁場管理団体として指定することができる。(第109条関係)

- (2) 沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。(第111条関係)

(沿岸漁場管理規程の規定事項)

- ① 生育環境の保全又は改善の目標
- ② 保全活動の内容、実施する区域及び期間
- ③ 保全活動の円滑な実施の確保に関する事項
- ④ 保全活動に要する費用の見込み(当該費用の一部の負担について、保全活動に従事する者以外の者に協力を求めようとする場合には、その額及び算定根拠並びに使途を含む。) 等

- (3) 沿岸漁場管理団体は、都道府県知事の認可を受けた沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を行うものとし、その活動内容を都道府県知事に報告しなければならない。(第112条関係)

- (4) 沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に対し、当該受益者の協力を得るために必要なあつせんを求めることができる。(第113条関係)

第5 漁業調整に関するその他の措置

- (1) 農林水産大臣又は都道府県知事は、漁業調整のため、特定の漁業を禁止し、又はこれらの漁業について農林水産大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。(第119条関係)
- (2) 海区漁業調整委員会、連合海区漁業調整委員会又は広域漁業調整委員会は、漁業調整のため、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止等に関して必要な指示をすることができる。(第120条・第121条関係)
- (3) 漁業者は、漁獲割当管理区分に係る特定水産資源以外の資源管理に関し、協定を締結し、農林水産大臣又は都道府県知事の認定を受けることができる。(第124条関係)

第6 海区漁業調整委員会の選出方法の変更

- (1) 海区漁業調整委員会の委員は、漁業に関する識見を有し、その職務を適切に行うことができる者のうちから、都道府県知事が議会の同意を得て任命する。(漁民委員の公選制は廃止。)(第138条第1項関係)
- (2) 委員の定数は、原則15人とし、10人から20人までの範囲内において、条例でその定数を増減できる。(第138条第2項関係)
- (3) 委員の任命に当たっては、漁業者又は漁業従事者(1年に90日以上漁船漁業を営む者等に限る。)が委員の過半数を占めなければならない。この場合において、漁業者・漁業従事者の漁業種類、操業区域等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。(第138条第5項関係)
- (4) 委員には、資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者や、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。また、すべての委員を通じて、年齢、性別に著しい偏りが生じないことに配慮しな

- なければならない。(第138条第7項・第8項関係)
- (5) 都道府県知事は、委員を任命しようとするときは、漁業者、漁業者団体等から推薦を求めるとともに、委員の募集を行わなければならない。(第139条関係)
- (6) 都道府県知事は、(5)の推薦を受けた者や募集に応募した者に関する情報を整理し、公表するとともに、委員の任命に当たっては、当該推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。(第139条第2項・第3項関係)
- (7) この法律の施行の際、現に在任する委員の任期は、平成33年3月31日まで延長されるものとする。(附則第15条)

第7 運用上の配慮

国及び都道府県は、この法律の運用に当たっては、漁業及び漁村が、海面及び内水面における環境の保全、海上における不審な行動の抑止その他の多面にわたる機能を有していることに鑑み、当該機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者及び漁業協同組合その他漁業者団体の漁業に関する活動が健全に行われ、並びに漁村が活性化するように十分配慮するものとする。(第174条関係)

第8 その他

- ・ 内水面漁業については、海面漁業との実態の違いがあることを踏まえた上で、海面漁業に係る規定を準用する。(第67条・第173条関係)
- ・ 国は、水産資源の状況等に照らし、漁船の隻数又は操業日数の削減等の漁業者による漁獲努力量の調整を図るために必要な措置を講ずるものとする。(第133条関係)
- ・ 密漁対策のため特定水産動植物（ナマコ等を想定）の採捕を禁止するとともに、採捕禁止違反、密漁品譲受け等の罪を新設し、3年以下の懲役又は3千万円以下の罰金とする。(第132条・第189条関係)

II 水産業協同組合法の一部改正

1 漁協の役割の明確化及び事業実施体制の強化

- (1) 漁協の役割の明確化等
漁協が事業を行うに当たっては、水産資源の持続的な利用の確保及び漁業生産力の発展を図りつつ、漁業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない旨規定する。(第11条の2関係)
- (2) 沿岸漁場管理事業の法定化
漁業法において、都道府県知事が沿岸漁場管理団体を指定することができる制度が創設されることを受け、沿岸漁場管理に係る事業を、漁協等の事業として規定する。(第11条・第87条関係)
- (3) 漁協の役員要件の見直し
販売事業を行う漁協は、理事のうち一人以上は水産物の販売若しくはこれに関連する事業又は法人の経営に関し実践的能力を有する者でなければならない。また、漁協は、その理事の年齢及び性別に著しい偏りが

生じないように配慮するものとする。

(第34条関係)

(4) 特定組合等に対する公認会計士監査の導入

信漁連及び一定規模以上(貯金等合計額200億円以上)の漁協について、現行の全国漁業協同組合連合会による監査に代わり、公認会計士による会計監査を義務付ける。(第41条の2関係)

なお、公認会計士監査への移行に際し、実質的負担が増加することがないこと等、政府が適切な配慮をする旨を法律附則に規定する。

(附則第26条関係)

(5) 連合会による会員への助言等の事業

連合会は、会員の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業並びに会員の意見の代表及び会員相互間の総合調整の事業を行うことができることとする。

また、全国連合会は、当該全国連合会を間接に構成する組合又は連合会の組織、事業及び経営に関する調査、相談及び助言に関する事業を行うことができることとするとともに、当該全国連合会を直接又は間接に構成する組合又は連合会に対して団体漁業権に係る漁場の利用に関する業務及び漁場の管理に関する業務の適正化を図るために必要な取組を行うことを求めることができることとする。(第87条関係)

2 内水面組合制度の見直し

(1) 内水面において水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする者を主たる構成員とする漁業協同組合(内水面組合)における個人の正組合員資格を、水産動植物の採捕、養殖又は増殖をする日数が年間30日から90日までの間で定款で定める日数を超える者とする。(第18条第2項関係)

(2) 内水面組合は、その選択により、正組合員資格を漁業者又は漁業者及び漁業従事者のみに限定することができることとする。

(第18条第3項関係)

3 漁業生産組合制度の見直し

(1) 設立要件・理事等の要件の緩和等

漁業生産組合の設立・存続等に係る人数要件を、漁民7人以上から漁民3人以上に緩和する等、設立、解散及び合併に関する規定を整備する。また、理事の人数要件を、3人以上から1人以上とするとともに、監事の設置を任意とする。(第83条の2・第85条の2～第85条の5関係)

(2) 組織変更規定の新設

漁業生産組合は、その選択により、株式会社に組織変更ができることとし、その手続を定める。(第86条の2～第86条の13関係)

4 その他組合の組織及び事業に関する規定の見直し

- ・ 共済契約に関する規定の整備 (第15条の5～第15条の10関係)
- ・ 組合における理事の自己契約等に係る手続の整備等を行うとともに、経営管理委員会を置く組合における監事の理事会出席義務を緩和

- ・ 出資一口の金額の減少、合併等における債権者の異議申立手続に関する規定の整備 (第39条の2・第39条の5関係)
- ・ 活動実態のない組合について、強制的に解散させる「みなし解散」制度を導入 (第53条・第69条関係)
- ・ 回転出資金制度及び専用契約に関する規定について廃止 (第68条の2関係)
- ・ 回転出資金制度及び専用契約に関する規定について廃止 (第19条の2・第24条関係)

Ⅲ 水産資源保護法の改正等

1 水産資源保護法の一部改正

水産動植物の採捕の制限等に関する規定を改正後の漁業法に移行するなど所要の規定の整備を行う。

2 内水面漁業の振興に関する法律の一部改正

漁業法の一部改正に伴い、漁業法の準用規定の改正など所要の規定の整備を行う。

3 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（T A C法）の廃止

海洋生物資源の保存及び管理に関する措置を漁業法に移行し、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律を廃止する。

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日。

ただし、水産業協同組合法の一部規定（漁業生産組合等）については平成31年4月1日。

平成31年度水産予算概算決定の主要事項

－ 水産改革を推進する新たな資源管理と水産業の成長産業化－

水産関係予算総額 3,200億円 (※ 既存基金の活用拡充分や他局計上の水産関連予算を含む。)

水産庁予算額 **3,045億円** [H31当初2,167億円・H30補正877億円] (H30当初1,772億円)

1. 新たな資源管理システムの構築

- (1) **資源調査・評価の充実による資源管理の高度化 75億円** [当初70億円・補正5億円] (45億円)
 - ▶ 国際的にみて遜色のない水産資源の評価・管理方法の導入により水産資源を回復するため、調査船調査、漁船を活用したデータ収集、市場調査等を拡充することにより、資源評価対象種の大目や資源評価の精度向上等を支援
 - 〔 水産資源調査・評価推進事業 59億円 [当初55億円・補正5億円] (31億円) 〕
 - (2) **新たな資源管理に適合した操業体制の確立 所要額54億円**
 - 〔 当初1億円・補正1.2億円・既存基金41.8億円 (新規) 〕
 - ▶ T A C対象魚種の拡大、I Q導入など新たな資源管理措置への移行に伴う減船・休漁措置を円滑に実施するため、これらの措置により影響を受ける漁業者や加工業者を支援
 - (3) **漁業経営安定対策 所要額282億円** (当初181億円・補正29億円・既存基金72億円) (217億円)
 - ▶ 計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対する共済・積立がらすを活用した収入安定対策、燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策等を実施するとともに、漁協の合併等を支援。燃油対策については制度拡充を措置
 - 〔 漁業経営セーフティネット構築事業 所要額103億円 [当初2億円・補正29億円・既存基金72億円] (2億円) 〕
 - (4) **I C Tを活用した漁獲情報等の集積・活用 5億円** (4億円)
 - ▶ I C Tの活用等により、効率的に操業データを収集する体制の整備やデータを連携させる仕組みの検討、漁場探索技術の開発等を支援 (1)の事業で実施)
- ### 2. 漁業の成長産業化に向けた重点的な支援
- (1) **漁船漁業構造改革への支援 102億円** [当初51億円・補正50億円] (49億円)
 - ▶ 漁業所得の向上と年齢バランスのとれた就業構造を実現するため、高性能漁船の導入等による収益性向上や、居住性・安全性・作業性の高い漁船の計画的・効率的な導入手法等の実証の取組を支援
 - (2) **沿岸漁業の競争力強化 154億円** (新規)
 - ▶ 漁業所得の向上を目指す漁業者による共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携の推進など、浜プランの着実な推進を図るとともに、浜の構造改革に必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援
 - 〔 浜の活力再生・成長促進交付金 54億円 (新規) 〕
 - 〔 水産業成長産業化沿岸地域創出事業 100億円 (新規) 〕
 - (3) **水産業競争力強化緊急事業 324億円** [補正]
 - ▶ 「広域浜プラン」に基づき、担い手へのリース方式による漁船の導入、生産性向上や省力・省コスト化に資する漁業用機器の導入、産地の施設の再編整備等を支援
 - 〔 水産業競争力強化のための漁船導入 201億円 〕
 - 〔 水産業競争力強化のための機器等導入 56億円 〕
 - 〔 水産業競争力強化のための施設整備 32億円 〕
 - (4) **先端的養殖モデル地域の重点支援 51億円の内数** (新規)
 - ▶ 輸出等を視野に入れた、大規模沖合養殖システムの導入や新技術を用いた協業化の促進等による収益性向上のための実証等の取組を支援 (1)の事業のうち養殖業成長産業化枠)
 - (5) **生産から消費に至るバリューチェーンの構築 16億円** [当初14億円・補正2億円] (10億円)
 - ▶ 漁業所得の向上と水産流通の構造改革を進めるため、消費地における産地サイドの流通拠点の確保といった、水産バリューチェーン全体で生産性向上を図る取組や、産地市場の統合・機能強化を促進する取組を支援
 - 〔 持続可能な漁業・養殖業の認証等を進めるため、日本発のEコマースの普及促進等を支援 〕

- (6) **水産物の輸出力の強化 36億円** [補正]
 - ▶ 今後、輸出入が見込まれる大規模な拠点漁港・港灣における衛生管理に必要な共同利用施設等の整備や、輸出入先国のH A C C P基準を満たすための水産加工・流通施設の改修等を支援
 - (7) **漁港機能の増進 26億円** (26億円)
 - ▶ 就労環境の改善、漁港利用者の安全性の向上、漁港施設の有効活用等に加えて、新たに流通や養殖機能の強化に資する施設の整備等を支援
 - (8) **漁業人材の育成・確保対策の強化 8億円** (8億円)
 - ▶ 漁業・漁村を支える人材確保・育成を強化するため、漁業への就業前の若者への資金の交付、漁業現場での長期研修、海技免許等の資格取得、漁業者の経営能力の向上等を支援
 - (9) **増養殖対策 18億円** (15億円)
 - ▶ 養殖業の成長産業化に向けて生産から販売・輸出に至る官民の関係者が一体となって取り組む仕組みの構築
 - 〔 低コスト・高効率飼料等の開発 〕
 - 〔 サケの回帰率向上に必要な稚魚生産能力に応じた放流・放流体制への転換 〕
 - 〔 広域種の適切な放流費用負担の仕組みの構築 (とも補償については1 (2)の事業も活用) 〕
 - 〔 ウナギ等の内水面資源の回復と適切な管理体制の構築 〕
- ### 3. 水産基盤の整備、漁港機能の再編・集約化と強靱化の推進
- 水産基盤整備事業等1,045億円** [当初799億円・補正246億円]・**197億円** [臨時・特別の措置] (707億円)
- ▶ 産地市場統合や養殖適地の確保など水産改革と連動した水産基盤の整備や、衛生管理対策、水産資源の回復対策、漁業地域の地震・津波・高潮対策、漁港施設の長寿命化対策、漁港の有効活用等を推進
 - ▶ このほか、漁港整備関連予算として、2 (7)の事業も活用して漁港機能の増進を支援
- ### 4. 外国漁船対策や水産多面的機能の発揮、捕鯨対策の推進
- (1) **外国漁船対策等 302億円** [当初168億円・補正133億円] (148億円)
 - ▶ 大和堆周辺海域を始めとする我が国E Z内での外国漁船の違法操業が悪質・巧妙化する中で、水産改革の目的の一つである我が国周辺海域における水産資源の管理徹底と国際ルールに基づく操業秩序の維持のため、外国漁船の違法操業等に対する漁業取締体制等を強化
 - 〔 漁業取締対策 235億円 [当初168億円・補正66億円] (148億円) 〕
 - 〔 韓国中国等外国漁船操業対策事業 50億円 [補正] 〕
 - 〔 沖縄漁業基金事業 18億円 [補正] 〕
 - (2) **水産多面的機能の発揮等 55億円** (55億円)
 - ▶ 漁業者が行う藻場・干潟の保全や国境監視など水産多面的機能の発揮に資する取組への支援
 - ▶ 有害生物・赤潮等の漁業被害防止対策等の実施、離島の漁業再生等に資する取組、海洋プラスチックごみの調査・対策等を支援
 - 〔 水産多面的機能発揮対策 29億円 (28億円) 〕
 - (3) **捕鯨対策 51億円** (51億円)
 - ▶ 商業捕鯨の再開を目指して、鯨類科学調査等の安定的な実施、持続的利用に向けた関係国との連携強化や捕鯨の将来の姿の検討を支援

※ 東日本大震災からの水産業の復旧・復興対策については、被災地の復旧・復興等の状況を踏まえ、復興庁が引き続き所要の対策を措置。

平成 31 年度水産関係予算のポイント

○農林水産省全体の水産関連予算で水産改革を支援します！

総額 3,200 億円*

(* 3,200 億円には既存基金の活用拡充分や他局計上の水産関連予算を含む。)

水産庁予算額 3,045 億円

〔平成 31 年度当初予算 2,167 億円〕
〔平成 30 年度補正予算 877 億円〕

(平成 30 年度当初予算 1,772 億円)

① 水産業成長産業化沿岸地域創出事業 **新規** 100 億円

○ 浜の構造改革に必要な漁船、漁具等のリース方式による導入を支援します。

※ ②ア) の事業と一体的に要望を受け付けます。

② 水産業競争力強化緊急事業【平成 30 年度補正予算】 **拡充**

ア) 水産業競争力強化のための漁船導入 201 億円

○ 広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船の導入や国際水準に見合った漁船の導入を支援します。

イ) 水産業競争力強化のための機器等導入 56 億円

○ 広域浜プラン等に基づく生産性の向上、省力・省コスト化に資する漁業用機器等の導入を支援します。

ウ) 水産業競争力強化のための施設整備 32 億円

○ 広域浜プランに基づき、高鮮度化、産地市場統廃合等による競争力強化を図るための共同利用施設の新設・改築、既存施設の撤去を支援します。

③ 漁業経営セーフティネット構築事業 **制度拡充**

(所要額) 103億円

※ 平成30年度補正予算を含む。

- 燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策を実施します。
- 燃油の急騰対策については、次のような制度拡充を行います。
 - ・ 国費負担の引上げ（価格上昇分のうち25%→37.5%）
 - ・ 発動要件の緩和
（2年前から40%以上価格が高騰している場合も対象）
 - ・ 漁業者の自主積立の活用（通常対策を含む。）

④ 浜の活力再生・成長促進交付金 **新規** 54億円

- 漁業所得の向上を目指す漁業者による共同利用施設の整備、密漁防止対策、浜と企業の連携の推進など浜プランの着実な推進を支援します。
- 産地市場統合に係る施設整備については、既存施設の撤去費用も支援対象となります。

⑤ 水産多面的機能発揮対策 **拡充** 29億円

- 漁業者が行う藻場・干潟の保全や国境監視など水産多面的機能の発揮に資する取組への支援をします。

⑥ 漁協の活動支援 **拡充**

- 漁協による国境・水域監視活動や、水揚げデータの整理・入力作業等に必要な経費を支援します。（水産多面的機能発揮対策、スマート水産業推進事業で実施）